

平成25年1月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第7号 政務調査費違法支出金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年1月31日

判 決

和歌山市平井331-6

原 告 畑 中 正 好

同市北野620

原 告 井 上 壮 一

同市葵町1-27

原 告 神 野 文 夫

同市秋月64-5

原 告 阪 谷 民 子

同市西浜1082-33

原 告 迫 間 脩

上記5名訴訟代理人弁護士 阪 本 康 文

同 森 崎 有 治

同訴訟復代理人弁護士 芝 野 友 樹

同市小松原通一丁目1番地

被 告 和 歌 山 県 知 事

仁 坂 吉 伸

同訴訟代理人弁護士 月 山 桂

同 谷 口 昇 二

同 水 野 八 朗

同 田 中 祥 博

同 月 山 純 典

同 藤 井 友 彦

同	山	本	和	正
同	田	中	志	保
同訴訟復代理人弁護士	岸	本	行	正
同指定代理人	谷			巖
同	上	坊		晃
同	西	峰		健
同	民	谷	光	央

同市土入284-26

被告補助参加人	亡江上柳助訴訟承継人
	江上紀美子
	(以下「補助参加人江上」という。)

同市梶取327-7

被告補助参加人	角田秀樹
	(以下「補助参加人角田」という。)

同市岩橋1690-13

被告補助参加人	新田和弘
	(以下「補助参加人新田」という。)

同市関戸1-2-27

被告補助参加人	森正樹
	(以下「補助参加人森」という。)

上記4名訴訟代理人弁護士	今井浩三
同	稲毛一郎
同	松村廣治
同	幸田勝利
同	平井龍八
同	清王達之

同 同 國 重 徹
同 近 森 裕 行
主 文

- 1 被告は、浅井修一郎に対し、358万9963円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、東幸司に対し、108万3905円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、飯田敬文に対し、84万9351円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、井出益弘に対し、479万2921円を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、宇治田栄蔵に対し、20万1990円を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、浦口高典に対し、182万6113円を支払うよう請求せよ。
- 7 被告は、補助参加人江上に対し、85万1469円を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、亡江上柳助相続人江上慎一に対し、42万5734円を支払うよう請求せよ。
- 9 被告は、亡江上柳助相続人江上由樹子に対し、42万5734円を支払うよう請求せよ。
- 10 被告は、小川武に対し、310万6353円を支払うよう請求せよ。
- 11 被告は、大沢広太郎に対し、482万4624円を支払うよう請求せよ。
- 12 被告は、尾崎太郎に対し、175万円を支払うよう請求せよ。
- 13 被告は、尾崎要二に対し、149万5748円を支払うよう請求せよ。
- 14 被告は、門三佐博に対し、212万6593円を支払うよう請求せよ。
- 15 被告は、木下善之に対し、195万5546円を支払うよう請求せよ。
- 16 被告は、阪部菊雄に対し、439万4000円を支払うよう請求せよ。
- 17 被告は、坂本登に対し、101万5699円を支払うよう請求せよ。
- 18 被告は、下川俊樹に対し、158万0301円を支払うよう請求せよ。
- 19 被告は、須川倍行に対し、101万2659円を支払うよう請求せよ。
- 20 被告は、谷洋一に対し、252万1814円を支払うよう請求せよ。
- 21 被告は、玉置公良に対し、141万0191円を支払うよう請求せよ。

22 被告は、補助参加人角田に対し、133万1687円を支払うよう請求せよ。

23 被告は、富安民浩に対し、25万9498円を支払うよう請求せよ。

24 被告は、中村裕一に対し、207万5750円を支払うよう請求せよ。

25 被告は、長坂隆司に対し、163万3469円を支払うよう請求せよ。

26 被告は、新島雄に対し、31万7391円を支払うよう請求せよ。

27 被告は、補助参加人新田に対し、83万6006円を支払うよう請求せよ。

28 被告は、野見山海に対し、361万2051円を支払うよう請求せよ。

29 被告は、花田健吉に対し、398万9183円を支払うよう請求せよ。

30 被告は、平越孝哉に対し、262万2557円を支払うよう請求せよ。

31 被告は、藤山将材に対し、224万2605円を支払うよう請求せよ。

32 被告は、前川勝久に対し、250万5483円を支払うよう請求せよ。

33 被告は、前芝雅嗣に対し、251万6197円を支払うよう請求せよ。

34 被告は、松本貞次に対し、45万7769円を支払うよう請求せよ。

35 被告は、町田亘に対し、22万0465円を支払うよう請求せよ。

36 被告は、向井嘉久蔵に対し、499万5947円を支払うよう請求せよ。

37 被告は、補助参加人森に対し、179万1701円を支払うよう請求せよ。

38 被告は、山下大輔に対し、62万1729円を支払うよう請求せよ。

39 被告は、山田正彦に対し、183万0570円を支払うよう請求せよ。

40 被告は、吉井和視に対し、165万2436円を支払うよう請求せよ。

41 被告は、和田正人に対し、175万2634円を支払うよう請求せよ。

42 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

43 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

44 補助参加によって生じた費用は、

(1) 原告らと補助参加人江上との間に生じた費用については、これを3分し、

- その2を補助参加人江上の負担とし、その余を原告らの負担とし、
- (2) 原告らと補助参加人角田との間に生じた費用については、これを10分し、その7を補助参加人角田の負担とし、その余を原告らの負担とし、
- (3) 原告らと補助参加人新田との間に生じた費用については、これを3分し、その2を補助参加人新田の負担とし、その余を原告らの負担とし、
- (4) 原告らと補助参加人森との間に生じた費用については、これを5分し、その2を補助参加人森の負担とし、その余を原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙1「政務調査費違法支出金一覧表」の「相手方」欄記載の者（ただし、番号7・符号キの亡江上柳助〔以下「江上議員」という。〕の関係では、番号7の1ないし3・符号キの1ないし3の補助参加人江上、亡江上柳助相続人江上慎一及び同江上由樹子〔以下「江上議員の相続人」という。〕）に対し、それぞれ、
- (1) 「合計」欄記載の金員
- (2) 「小計①」欄記載の金員に対する平成15年5月1日から、「小計②」欄記載の金員に対する平成15年5月30日から、「小計③」欄記載の金員に対する平成16年5月1日から、各「小計④」欄記載の金員に対する平成17年5月1日から、「小計⑤」欄記載の金員に対する平成18年5月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、和歌山県の住民である原告らが、和歌山県議会議員であった別紙1「政務調査費違法支出金一覧表」の「相手方」欄記載の者（ただし、番号7・符号キについては、江上議員。以下「本件議員ら」という。なお、同一覧表の

符号は、書証の符号に対応するものである。)が和歌山県から交付を受けた政務調査費のうち、平成14年度ないし平成17年度の事務所費、事務費及び人件費の支出が違法なものであったなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、不当利得返還請求として、江上議員を除く本件議員及び江上議員の相続人に対して同支出相当額及びそれらに対する政務調査費収支報告書の提出期限日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するように求める住民訴訟である。

1 法令等の定め

- (1) 平成20年法律第69号による改正前の地方自治法（以下、単に「地方自治法」という。）には、以下の定めがある。

ア 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（100条13項）。

イ 前項の政務調査費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条14項）。

- (2) 和歌山県では、地方自治法に基づき、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例」が制定されている。平成19年3月14日条例第48号による改正前の「和歌山県政務調査費の交付に関する条例」（乙A1の1。以下「本件条例」という。）には、以下の定めがある。

ア この条例は、地方自治法100条13項及び14項の規定に基づき、和歌山県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする（1条）。

イ 政務調査費は、和歌山県議会の議員に対して交付する（２条）。

ウ 議員に係る政務調査費は、月額２４万円とし、毎月１日に在職する議員に対し交付する（４条１項）。

エ 議長は、政務調査費の交付を受けようとする議員について、毎年度４月１０日までに、別に定めるところにより知事に通知しなければならない（６条１項）。

オ 知事は、前条第１項の規定による通知に係る議員について、その年度分の政務調査費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない（７条１項）。

カ 議員は、前条第１項の規定による交付の決定の通知を受けた後、毎四半期に属する最初の月の２０日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする（８条１項本文）。

キ 知事は、前２項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする（８条３項）。

ク 知事は、政務調査費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出（次条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（９条４項）。

ケ 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない（１０条）。

コ 政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を、別記様式（省略）により、毎年４月３０日までに議長に提出しなければならない（１１条１項）。

サ 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする（１２

条)。

- (3) 本件条例10条を受けて、「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」(乙A2。以下「本件規程」という。)が制定されている。本件規程には、以下の定めがある。

ア 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期日の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない(7条)。

イ 議員に係る政務調査費については、本件規程4条及び別表第2(省略)により、使途基準が定められている。

議員に係る政務調査費の支出は、使途によって、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「事務所費」、「事務費」及び「人件費」に分けられ、そのうち事務所費、事務費及び人件費の使途基準(以下「本件使途基準」という。)は、以下のとおりである。

(ア) 事務所費

議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、管理運営費等)

(イ) 事務費

議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費(事務用品・備品購入等、通信費等)

(ウ) 人件費

議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)

2 争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨より

容易に認めることができる。

(1) 当事者等（争いがない）

ア 原告らは、和歌山県内に居住する住民である。

イ 被告は、普通地方公共団体である和歌山県の知事である。

ウ 本件議員らは、平成14年度から平成17年度までの間、いずれも和歌山県議会議員であった。

なお、江上議員は、平成21年11月8日に死亡し、その妻である江上紀美子（補助参加人江上）と子である江上慎一及び江上由樹子（江上議員の相続人ら）が、それぞれ法定相続分に従い、相続した（甲キ3ないし6）。

(2) 政務調査費の受領と支出

ア 本件議員らは、平成14年度から平成17年度までの間に、地方自治法100条13項、本件条例4条の規定に基づき、和歌山県から、1人当たり月額24万円の政務調査費の交付を受けた（争いがない）。

イ 本件議員らは、平成14年度から平成17年度までの政務調査費のうち、原告らが本件訴訟で問題としている費目について、和歌山県議会議長に対し、別紙2(1)「政務調査費支出額一覧表（修正前）」記載の額を支出したと報告した（甲ア1ないし3、イ1ないし3、ウ1、2、エ1ないし4、オ1ないし4、カ1ないし3、キ1、2、ク1ないし4、ケ1ないし5、コ1ないし3、サ1ないし4、シ1ないし4、ス1ないし4、ソ1ないし4、タ1、2、チ1ないし4、ツ1ないし3、テ1ないし4、ト1ないし4、ナ1、2、ニ1ないし3、ヌ1ないし4、ネ1ないし4、ノ1、2、ハ1、2、ヒ1ないし4、フ1ないし3、ヘ1ないし4、ホ1ないし3、マ1ないし3、ミ1ないし3、ム1ないし4、メ1、2、モ1ないし4、ヤ1ないし4、ユ1、2、ヨ1、2、ラ1ないし4、リ1ないし4、ル1ないし4、弁論の全趣旨）。

その後、本件議員らのうち、別紙2(2)「政務調査費支出額一覧表（修正

後)」記載の「相手方」欄記載の者は、和歌山県議会議長に対し、同記載の額のとおり、修正報告した（甲A4、ケ6ないし9〔枝番のあるものは枝番を含む。〕；甲ヤ5、弁論の全趣旨）。

(3) 住民監査請求等

ア 原告らは、平成19年5月18日、本件議員らが支出した平成14年度から平成17年度までの事務所費、事務費及び人件費の違法な支出があったとして、和歌山県監査委員に対し、住民監査請求をした（甲A1ないし3。以下「本件監査請求」という。）。

イ これに対し、和歌山県監査委員は、平成19年7月17日付けで、本件監査請求のうち、平成14年度ないし平成16年度の政務調査費の支出に係る部分を地方自治法242条2項本文の定める1年の監査請求期間（以下「法定監査請求期間」という。）経過後にされた不適法なものであるとして却下し、平成17年度の政務調査費の支出に係る部分を棄却するとの決定をし、原告らに対し、その旨を通知した（甲A3、弁論の全趣旨）。

ウ 原告らは、平成19年8月16日、本件訴訟を提起した。

3 争点

- (1) 本件監査請求の適法性（本案前の争点）
- (2) 政務調査費の支出の違法性
- (3) 附帯請求の起算日

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件監査請求の適法性）

（被告又は被告補助参加人らの主張）

ア 本件監査請求のうち、平成14年度ないし平成16年度の政務調査費の支出に係る部分は、法定監査請求期間経過後にされた不適法な住民監査請求として却下されたから、本件訴えのうち同支出に係る部分は、適法な監査請求が前置されていない。

また、本件監査請求のうち、平成17年度の政務調査費の支出に係る部分も、同年度末である平成18年3月31日に行為が完了したので、遅くとも平成19年3月31日の経過をもって法定監査請求期間が経過した。そして、原告らが、相当の注意力（最高裁平成14年9月17日第三小法廷判決〔集民207号111頁〕）をもって調査すれば、本件議員らの行為が終わった平成18年3月31日から法定監査請求期間に、住民監査請求をすることが十分に可能であったから、その徒過に正当な理由はない。したがって、本件訴えのうち同支出に係る部分も、適法な監査請求が前置されていない。

よって、適法な監査請求が前置されていない本件訴えは不適法であるから却下されるべきである。

イ なお、後記のとおり、原告らは、本件監査請求が、被告が本件議員らに対する不当利得返還請求権の行使を怠る事実を対象とするものであるから、法定監査請求期間の制限が適用されないと主張する。

しかし、本件では、本件議員らの支出行為の本件使途基準適合性が判断の対象となり、「特定の財務会計上の行為が違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているとき（原告らが指摘する最高裁判決）に当たる。

また、本件議員らの支出行為の本件使途基準適合性をいつまでも不確定の状態に置くことは望ましくない。

したがって、本件監査請求につき、法定監査請求期間の制限は適用される。

ウ なお、和歌山県監査委員が、本件監査請求のうち、平成17年度の政務調査費の支出に係る部分につき、誤って、法定監査請求期間の徒過に正当な理由があるとして、これを受理し、監査を行ったとしても、そのことに

よって、法定監査請求期間を徒過した本件監査請求のうちの上記部分、ひいては上記部分に係る本件訴えが適法となるものではない（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決〔集民154号57頁〕）。

（原告らの主張）

ア 財産の管理等を怠る事実については、法定監査請求期間の制限が適用されないところ、本件監査請求は、被告の本件議員らに対する不当利得返還請求権の行使を怠る事実を対象とするものである。

イ なお、例外的に、財産の管理等を怠る事実に係る監査請求が、特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理等を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として、法定監査請求期間の制限が適用される（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決〔民集41巻1号122頁〕）。

しかし、和歌山県の本件議員らに対する不当利得返還請求権の有無を判断するのに必要なのは、本件議員らが、平成14年度ないし平成17年度の政務調査費の違法な支出をしたことであり、本件請求は、上記の例外的な場合に当たらないので、法定監査請求期間の制限は適用されない。

したがって、本件監査請求は、適法である。

ウ そして、監査委員が適法な監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は直ちに住民訴訟を提起することができる（最高裁平成10年12月18日第三小法廷判決〔民集52巻9号2039頁〕）から、本件訴えのうち、監査請求が却下された平成14年度ないし平成16年度の政務調査費の支出に係る部分も適法である。

(2) 争点(2)（政務調査費の支出の違法性）

（原告らの主張）

ア 主張立証責任等について

(ア) 政務調査費の使途の主張立証責任について

政務調査費に関する不当利得の返還については、返還請求をする側において、政務調査費の使途について相当な根拠をもって疑義が存することを主張立証した場合には、相手方において、合理的な疑いを容れない程度にその疑義を解消するに足る主張と反証を行う必要があり、それがなされない場合には、政務調査費の適法な支出がなされなかったものと推認されるというべきである(名古屋地裁平成19年3月22日判決[判例タイムズ1280号153頁] 参照)。

そして、政務調査費の使途についての証拠は、本件議員らが保存すべきものとされていること(本件規程7条)からすれば、原告らとしては、政務調査費の支出が本件使途基準に適合したものとはいえないことを推認させる一般的、外形的事実を主張立証した場合には、被告及び被告補助参加人らにおいて、その推認を妨げるべく、本件使途基準に適合したものと認めるに足りる具体的な使途を明らかにする必要があるというべきである(仙台地裁平成19年4月27日判決[判例地方自治310号17頁] 参照。甲A6)。

後記のとおり、原告らは、本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したものとはいえないことを推認させる一般的、外形的事実を主張立証し、政務調査費の使途について、相当な根拠をもって疑義が存することを主張立証した。これに対し、被告及び被告補助参加人らは、本件使途基準に適合したものと認めるに足りる具体的な使途を明らかにせず、合理的な疑いを容れない程度にその疑義を解消するに足る主張と反証をしない。したがって、本件議員らの政務調査費の支出は違法である。

(イ) 政務調査費の支出の違法性の立証等について

地方自治法に基づいて制定された本件条例及び本件規程が、本件使途基準を定めた上、政務調査費収支報告書の提出、会計帳簿の作成とその内訳の明確化や、証拠書類等の整理保管と保存を義務づけ、支出について議長の調査権を認めているのは、政務調査費が、議員の調査研究に資するため必要な経費に支出されることを担保し、それについての検証を可能かつ容易にし、透明性を確保する趣旨であるとともに、証拠書類等に基づく裏付けがあり、会計帳簿に計上された支出でなければ、適法な支出とは認めない趣旨である。このような趣旨からすれば、次の a ないし d のとおりといえる。

a 本件規程 7 条に基づき、政務調査費の支出に伴って作成及び保存されるべき会計帳簿は、証拠書類等と一体になって、入出金発生の都度、「収入」、「支出」、及び「残高」が処理日付順に連続性を持って記載されたものである必要がある。このような会計帳簿及び証拠書類等によって、支出の内訳が明確にされない場合には、適法な支出とはいえない。

b 政務調査費収支報告書の提出後に、計上されていなかった経費を新たに計上し、又は既に計上されていた調査研究に資するため必要とはいえない経費と差し替えることは許されない。

c 実際の支出が、政務調査費収支報告書の記載内容と異なる場合や、調査研究に資するため必要な経費かどうかを確認できないような場合には、適法な支出とはいえない。

d 政務調査費収支報告書の記載内容自体や、政務調査費の支出に伴って作成及び保存されたものではない再現資料によっては、支出の適法性を立証することはできない。

(ウ) 本件条例、本件規程及びそれらの運用の違法性について

本件条例及び本件規程が、地方自治法 2 条 1 4 項（地方公共団体は、

その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。)及び100条14項の委任の趣旨に反し、又はその範囲を超えて、政務調査費の支出を許容するものである場合には、本件条例及び本件規程は、違法無効である。

そして、本件使途基準は、議員の調査研究に資するため必要とはいえない経費に支出することを可能にする上、調査研究に資するため必要な経費に支出したと装うことを可能にするものであるから、違法、無効である。

また、「和歌山県政務調査費運用の手引き」(乙A3。以下「本件手引き」という。)のうち、事務所費につき、政務調査用事務所と後援会事務所との併用を認める定め、事務費につき、携帯電話の使用料に支出を認める定め、人件費につき、調査研究の従事とその他の業務の従事との併存を認める定め、及び議員の親族の雇用を認める定めは、いずれも違法、無効である。

イ 本件議員らの政務調査費の支出について

本件議員らは、平成14年度ないし平成17年度において、別紙1「政務調査費違法支出金一覧表」の「事務所費」、「事務費」、「人件費」欄記載の金員を政務調査費として支出した。

ウ 事務所費について

(ア) 事務所は、調査研究に必要がなく、その日常的設置は、他の目的に流用され、その経費は、環境整備費に当たるから、政務調査費の支出は許されない(乙A3)。

(イ) ①当該事務所が議員の政務調査用事務所として使用されているという実態がない場合、②その実態があるとしても、その経費について調査研究の従事時間で負担割合を按分していない場合、③当該事務所が政治団

体等の他の事務所を兼ねているときに、その他の事務所から政務調査用事務所の分離独立性を確保するための外形が整えられていない場合、④その外形が整えられているとしても、それぞれの事務所の使用面積や使用頻度で負担割合を明確に按分していない場合には、政務調査費の支出は許されない。

- (ウ) 本件議員らの事務所費の支出は、別紙3(1)「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張欄記載のとおり、違法である。

エ 事務費について

- (ア) 日常的に設置された事務所の事務機器や備品等を揃えるための経費は、環境整備費に当たるから、政務調査費の支出は許されない(乙A3)。

また、政務調査用事務所が政治団体等の他の事務所を兼ねているときに、その他の事務所から政務調査用事務所の分離独立性を確保するための外形が整えられていない場合には、政務調査費の支出は許されない。

- (イ) 調査研究との関連性が明確でないものや、金額が社会通念に照らして著しく高額であるものについては、政務調査費の支出は許されない。

また、調査研究だけでなく、他の目的にも多く利用できる通信費は、調査研究に必要なものと他の目的に必要なものとを按分していない場合、又は按分している場合であっても、その按分率の根拠を示していない場合には、政務調査費の支出は許されない。

- (ウ) 個々の費目については、以下のとおりである。

a 書籍代

書籍名、内容等から、議員の調査研究の目的、必要性、有効性が分かるものに限り、政務調査費の支出が許される。

b 写真に係る経費、送料、切手、はがきの購入費

政治団体等のためのものと区別して使用され、議員の調査研究に必要かつ相当であることが分かるものに限り、政務調査費の支出が許さ

れる。

c パソコンその他の機器に係る経費、用紙の購入費

他の目的にも多く利用できるから、政務調査費の支出は許されない。

d 新聞の購読費

一般紙については、個人家庭で購読するのが通常であり、議会や図書館等で保管している新聞や雑誌等については、それらを活用できるから、政務調査費の支出は原則として許されない。特殊な新聞について、議員の調査研究のための資料に限り、政務調査費の支出が許される。

e コピー代

議員の調査研究に必要かつ相当であることが分かるものに限り、政務調査費の支出が許される。

f 消耗品、文具、封筒等の購入費

他の目的にも多く利用できるから、万年筆、ボールペン、スタンプ等には、政務調査費の支出は許されない。

g 印刷費

不特定多数の県民に対して、大量に配布する議員広報活動や県政報告等は、そのほとんどが支持者拡大や再選等を目的とした政治活動のためのものであるから、政務調査費の支出は許されない。

h 飲料、茶菓子等の購入費

政務調査費の支出は許されない。

i ガソリン代

当該車両の使用実態から、議員の調査研究に必要かつ相当であることが分かるものに限り、政務調査費の支出が許される。

j 通信費

他の目的にも多く利用できるから、議員の調査研究に必要かつ相当

であることが分かるものに限り、政務調査費の支出が許される。

k ホームページ作成、維持費

ほとんどが政治活動のためのものであるから、政務調査費の支出は許されない。

l カメラ、什器、事務品の購入費

他の目的にも多く利用できるから、政務調査費の支出は許されない。

m 広報費、県政報告に関する経費

ほとんどが政治活動のためのものであるから、政務調査費の支出は許されない。

(エ) 本件議員らの事務費の支出は、別紙3(2)「本件議員らの事務費について」の原告らの主張欄記載のとおり、違法である。

オ 人件費について

(ア) 日常的に設置された事務所で雇用する事務員の人件費は、環境整備費に当たり、他の目的（私用、選挙等）にも多く利用できるから、政務調査費の支出は許されない（乙A3）。

また、政務調査用事務所が政治団体等の他の事務所を兼ねているときに、その他の事務所から政務調査用事務所の分離独立性を確保するための外形が整えられていない場合には、政務調査費の支出は許されない。

(イ) ①親族を雇用するときに、その雇用を必要とする特別の事情が明らかでない場合、②調査研究に必要なものと他の活動に必要なものとを按分していない場合、又は按分している場合であったとしてもその按分率の根拠を示していない場合には、政務調査費の支出は許されない。

(ウ) 本件議員らの人件費の支出は、別紙3(3)「本件議員らの人件費について」の原告らの主張欄記載のとおり、違法である。

(被告又は被告補助参加人らの主張)

ア 主張立証責任等について

(ア) 公開された政務調査費収支報告書に基づき、本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したものとはいえないことを主張立証することは困難ではないから、原告らは、少なくとも、本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したことに合理的な疑いを容れる事由を具体的に主張立証しなければならず、原告らがそうして初めて、被告に反証を行う必要が生じる。そして、原告らは、本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したことに合理的な疑いを容れる事由を具体的に主張立証していない。

なお、本件議員らが個別明細等を明らかにしていないことをもって、政務調査費が本件使途基準に適合したものといえないわけではない。

(イ) 原告らは、政務調査費収支報告書の提出後に、計上されていなかった経費を新たに計上し、又は既に計上されていた調査研究に資するため必要といえない経費と差し替えて計上することは許されないと主張する（(原告らの主張)ア(イ)b）が、不当利得かどうかという問題においては、政務調査費収支報告書に記載されていなかった経費であっても、当該経費が調査研究に資するため必要なものと認められるときには、適法な支出といえる（乙A5, 6）。

また、原告らは、政務調査費の支出に伴って作成及び保存されたものではない再現資料によっては、支出の適法性を立証することはできないなどと主張する（(原告らの主張)ア(イ)d）が、議員に会計帳簿の作成を義務づけている本件規程7条は、支出の適法性を立証する方法を制限するものではないから、再現資料等によって、調査研究に資するため必要な経費に支出されたと認められるときには、適法な支出といえる。

イ 本件議員らの政務調査費の支出について

政務調査費収支報告書の一部修正報告（上記2(2)イ）により、①井出益弘議員は、平成17年度の事務所費及び事務費を支出しておらず、②町田

亘議員は、平成17年度の人件費を支出しておらず、③向井嘉久蔵議員は、平成17年度の事務所費を24万0278円しか支出しておらず、④山下直也議員は、平成17年度の事務所費を30万円しか支出していないから、これらの点を考慮すべきである。

ウ 事務所費について

別紙3(1)「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張欄記載のとおり、本件議員らの政務調査費の支出は適法である。

エ 事務費について

別紙3(2)「本件議員らの事務費について」の被告又は被告補助参加人らの主張欄記載のとおり、本件議員らの政務調査費の支出は適法である。

オ 人件費について

別紙3(3)「本件議員らの人件費について」の被告又は被告補助参加人らの主張欄記載のとおり、本件議員らの政務調査費の支出は適法である。

カ、なお、議会活動の活性化や議員の審議能力を高めるためには、広く有用な調査研究が日常的に必要であるから、原告らの主張のように「調査研究」を狭く解するべきではない。

(3) 争点(3) (附帯請求の起算日)

(原告らの主張)

本件条例には、交付を受けた政務調査費に残余がある場合の返還時期について明確に定めた規定はないが、収支報告書の提出時点で残余の額も確定するので、議員が確定した残余をなお保持しておくべき合理的理由はない。したがって、政務調査費の支出が違法であることを理由とする返還請求における附帯請求の起算日は、政務調査費の交付を受けた年度に係る収支報告書の提出期限の翌日というべきである。

(被告又は被告補助参加人らの主張)

否認ないし争う。

和歌山県では、政務調査費の返還手続きにつき、特に定めていないから、附帯請求の起算日を論じる必要はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件監査請求の適法性) について

(1) 地方自治法242条2項本文は、財務会計上の行為について、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができない旨規定するが、財産の管理等を怠る事実については、このような期間制限は規定されていないから、怠る事実に係る監査請求には、原則として、上記規定は適用されないと解される（最高裁昭和53年6月23日第三小法廷判決〔集民124号145頁〕参照）。もっとも、例外的に、怠る事実に係る監査請求が、特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該行為のあった日又は終わった日を基準として上記規定を適用すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決〔民集41巻1号122頁〕参照）。

(2) ところで、本件条例（上記第2の1(2)）によれば、和歌山県における政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みは、以下のとおりである。

すなわち、知事による政務調査費の交付の決定の通知を受けた議員が、知事に政務調査費の交付を請求し（8条1項本文）、知事は定額の政務調査費を交付する（8条3項）。政務調査費の交付を受けた議員は、本件使途基準に従ってこれを使用し（10条）、毎年、政務調査費に係る収支報告書を議長に提出する（11条1項）。そして、議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、必要に応じ調査を行い、知事は、残余がある場合には、その返還を命ずる（9条4項、12条）。

(3) 上記(2)のような政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みからすれば、ど

の支出に政務調査費が充当され、それが本件使途基準に適合したものの可否かは、政務調査費の交付の時点では明らかではなく、本件議員らが収支報告書を和歌山県議会議長に提出した時点で最終的に確定するものと解される。

そして、本件監査請求の対象は、和歌山県の本件議員らに対して有する政務調査費の返還請求権の行使を怠る事実であるところ、本件監査請求は、地方自治法100条13項が定める政務調査費の交付という財務会計上の行為の違法、無効から返還請求権が発生したと主張するものではなく、本件議員らの使用の違法、無効から返還請求権が発生したと主張するものであり、これらは財務会計上の行為ではない。

そうすると、本件監査請求は、特定の財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって怠る事実とするものにも当たらない。

したがって、本件監査請求には、地方自治法242条2項は適用されないから、監査請求期間を徒過した違法はなく、本件訴えは適法である。

- (4) 監査委員が適法な監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、直ちに住民訴訟を提起することができると解される（最高裁判平成10年12月18日第三小法廷判決[民集52巻9号2039頁]参照）。

本件監査請求のうち平成14年度ないし平成16年度に係る部分は、和歌山県監査委員によって却下されたが（上記第2の2(3)イ）、上記(3)のとおり、適法であったから、本件訴えは適法である。

2 争点(2)（政務調査費の支出の違法性）に対する判断1（判断基準と立証責任について）

- (1) 政務調査費は、地方公共団体が、地方自治法100条13項に基づき、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであるから、政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されなかった場合、当該支出をした議員は、当該支出額に相当する利益を法律上の原

因なく得たことになる。

そして、和歌山県においては、同条項の規定を受けて、本件条例が制定され、本件条例を受けて、本件規程が制定されているところ、本件規程で定められた本件使途基準は、使途によって、政務調査費の支出を「調査研究費」、「研修費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「事務所費」、「事務費」、「人件費」と詳細に分けた上で、それぞれの内容の説明をし、支出が許されるものを例示しており（上記第2の1(3)イ）、政務調査費の使途の合理的な基準を定めたものといえるから、政務調査費の交付を定める地方自治法の趣旨に反するものではない。

この点、原告らは、本件条例、本件使途基準を含む本件規程が地方自治法2条14項及び100条13項の委任の趣旨に反し、又はその範囲を超えて違法無効であるなどと主張する。しかし、地方自治法は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部である政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならない（上記第2の1(1)ア）としており、議員の調査研究に資するため必要な経費の範囲内で具体的な使途基準をどのように定めるかについては、地方議会の自律的な判断に委ねていると解される。そして、地方自治における地方議会の役割の重要性にかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の政務調査活動の充実を図るという政務調査費交付制度の趣旨からすれば、本件使途基準が、多岐にわたる政務調査活動に係る政務調査費の使途について、議員の合理的な裁量判断の余地を認めていることは相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

したがって、政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が本件使途基準に適合しているかどうかによって判断すべきである。

ただし、ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通

念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。

- (2) 地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求を行うには、「違法な怠る事実」を原告らが立証しなければならない。本件では、「違法な怠る事実」があるというためには、和歌山県が本件議員らに対し、不当利得返還請求権を有していることが必要であるところ、不当利得返還請求権の要件である「法律上の原因がないこと」については、上記返還請求権があることを主張する者に立証責任があると解される（最高裁昭和59年12月21日第二小法廷判決〔集民143号503頁〕参照）。

したがって、原告らには、「本件議員らによって本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったこと」についての立証責任があるというべきである。

もっとも、立証の程度が当事者双方の立証活動によって定まることは当然であり、立証責任を負う者が相当程度の立証を行い、さらなる証拠提出を期待することが困難な事情があるのに、相手方が容易になしうる反証を行わないような場合には、証明されたと認められる場合もありうるというべきである。

この点、政務調査費の具体的な使途に関する証拠の大部分を被告又は本件議員らが保有している一方で、原告らが本件議員らの内部事情を知りうる立場にないという事情があるから、原告らの立証が本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度に達しており、被告及び被告補助参加人らが十分な反証を行わないような場合には、当該政務調査費の支出は本件使途基準に適合したものといえないことが証明されたと認めるべきである。

ただし、政治活動の自由の性質にかんがみれば、政務調査費の支出については、議員の合理的判断に委ねられているというべきであるから、上記の「本

件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度」という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく、一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り、被告及び被告補助参加人らの反証がなかったとしても、証明されたとは認められないというべきである。

そこで、以下、3において、本件議員らのうち多数の者に共通する当事者の主張について判断した上で、4において、上記の観点から、本件議員らそれぞれについて具体的に検討する。なお、金額の計算において、1円未満は四捨五入するものとする。

3 争点(2) (政務調査費の支出の違法性) に対する判断2 (本件議員らのうち多数の者に共通する主張について)

(1) 原告らの主張について

ア 政務調査費の支出の順序について

原告らは、本件議員らが、発生した経費に政務調査費を順次支出し、上限額である1人当たり年額288万円を超えたときは、超えた経費について、政務調査費の支出は許されないなどと主張する。

しかし、政務調査費は、調査研究に資するため必要な経費の一部として、一定期間分が交付されるものである(上記第2の1(2)ア、ウ、カ、キ)。そうすると、議員が調査研究に政務調査費の上限額を超える経費を支出することが許されないわけではなく、上限額を超える経費は議員の自己負担となるにすぎない。また、調査研究に資するため必要な経費のうち、どれに政務調査費を支出するかは、経費発生の順序に拘束されるものではなく、議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきである。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

イ 来客用でない駐車場について

原告らは、政務調査用事務所の駐車場使用料のうち来客用でない部分に

政務調査費を支出することは許されないと主張する。

しかし、駐車場のうち来客用でない部分に係る使用料も、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として、社会通念上相当なものといえる。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

ウ 長期間の月払に支出すべき政務調査費について

原告らは、各年4月以降に支払った固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット使用料が各年3月の使用分である場合には、翌年度の政務調査費を支出することは許されないと主張する。

しかし、上記支払がいずれも継続的契約に基づく使用料の支払であることからすれば、使用月ではなく、請求月、すなわち支払月を基準に各年度の政務調査費を支出することが不合理とはいえない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

エ 電話等の基本料金について

原告らは、調査研究以外に利用された電話等の基本料金に政務調査費を支出することは許されないなどと主張する。

確かに、本件手引き（乙A3。4枚目）も、その旨を定めている。しかし、調査研究に使用される電話等であれば、その基本料金にも政務調査費を支出するのが合理的である。また、本件手引きは、経費の支出が本件使途基準に適合しているかどうかの指針を示したものにすぎず、直接政務調査費の支出に係る違法性の判断基準になると解することはできない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

オ 自宅の電話等について

原告らは、政務調査用事務所が、本件議員らの自宅に設置されていた場合、自宅の固定電話、ファックス、インターネット、パソコン、プリンターが、専ら私的に利用されたと主張する。

しかし、本件議員らの自宅の固定電話等の使用内容に、調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

カ 携帯電話について

原告らは、携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究以外の活動に使用されたといえるし、携帯電話は調査研究に使用する必要はないなどと主張する。

しかし、携帯電話は、平成14年から平成17年当時の普及の程度を考慮すれば、本件議員らが行う調査研究に使用する必要がなかったとは認められず、その使用料は、調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当なものといえるから、原告らの上記主張は採用できない。

キ 事務用品・備品について

原告らは、コピー機代（複写機代、輪転機代、リース料を含む。）、電話機代、ファックス機代、パソコン代、プリンター代、日常的に利用可能なインターネット代が、調査研究に直接必要なものではない、政務調査費の支出が許されない環境整備費（乙A3。4枚目）であるなどと主張する。

しかし、上記機器は、平成14年から平成17年当時の普及の程度を考慮すれば、本件議員らが行う調査研究に使用する必要がなかったとは認められず、その使用料は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当なものといえるから、原告らの上記主張は採用できない。

なお、原告らは、カメラは私的に利用できるし、自宅のカメラを代用すれば足りると主張するが、政務調査用事務所用カメラの購入は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として、社会通念上相当なものといえるから、原告らの上記主張は採用できない。

ク 親族の雇用について

原告らは、議員の親族の仕事内容は電話番程度であるなどと主張するが、具体的根拠がないから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、議員の親族を雇用する場合、特別の事情や必要性がなければならぬなどと主張する。

しかし、原告らが指摘するお手盛りの危険や検証の困難さは、議員の親族を雇用する場合に限らず生じる問題である。また、そのような疑いを生じさせないことが望ましいとはいえるが、被雇用者の選択は、議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきである。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

ケ 人件費に係る行政手続の不履行について

原告らは、本件議員らの被用者のうち、その年収が103万円を超えている者につき、所得税を支払う必要があるのに、その所得に係る支払者と金額を税務申告書の写しや源泉徴収票等によって確認できないから、その雇用の事実がなかったなどと主張する。

しかし、行政手続の不履行をもって、勤務実態がなかったと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

コ 人件費に係る賃金支払日について

原告らは、人件費に関し、賃金支払日が休日の場合には、賃金支払の事実がなかったなどと主張する。

しかし、会計上の処理日の休日平日の別をもって、勤務実態や賃金支払の事実がなかったと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

(2) 被告の主張について

被告は、政務調査費収支報告書に記載した支出以外に政務調査費の支出が許される経費があったから、不当利得はないなどと主張する。

しかし、本件議員らが不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって、上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことではない。

したがって、被告の上記主張は採用できない。

4 争点(2) (政務調査費の支出の違法性) に対する判断 3 (本件議員らそれぞれについて)

(1) 浅井修一郎議員 (以下「浅井議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

浅井議員の政務調査用事務所 (未登記で、土地の登記簿上の所在は、和歌山県有田市宮崎町 2 1 2 9 番地 5。ただし、下記自宅の住居表示である同市宮崎町 2 3 0 5 番地と届出されていた。) は、自宅 (登記簿上の所在は、同市宮崎町 2 3 0 5 番地 1 6 4。住居表示は、同市宮崎町 2 3 0 5 番地) とは別の場所に、株式会社浅井、後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」と併設されていた (甲ア 4, 5, 7 の 1・2, 8, 乙 B ア 1, 2, 4, E ア 1)。

この点、浅井議員は、後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は自宅に設置されており、「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の活動実態はなかった、政務調査用事務所に「浅井修一郎後援会事務所」と表示しているのは、「政務調査事務所」という名称が一般には理解されないからであって、実際に行っていたのは政務調査活動であると陳述する (乙 E ア 1)。しかし、後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は、政務調査用事務所と同じ住所 (同市宮崎町 2 3 0 5 番地) で届出され、上記政務調査用事務所の建物には、後援会の看板が設置され、自由民主党の国会議員のポスターが貼られていた (甲ア 4, 5, 7 の 1・2, 8)。したがって、浅井議員の上記陳述は、信用できない。

他方、原告らは、上記政務調査用事務所の建物に政務調査用事務所の表

示がなかったから、政務調査用事務所は存在しなかったなどと主張する。

しかし、政務調査用事務所の表示がなかったからといって、政務調査用事務所が存在しなかったと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、政務調査用事務所に浅井議員の後援団体とされる「明有21」の看板が設置されていたから（甲ア7の1・2，8），上記団体の経費に政務調査費が支出されたなどと主張するが、上記団体の実態等を認める証拠はないから、採用できない。

イ 事務所費について

浅井議員は、株式会社浅井から、同社所有の建物1階部分を、平成15年5月1日から平成17年4月30日までの間、政務調査用事務所として、賃料月額3万円で賃借したところ、同建物には、株式会社浅井の事務所も設置されていた（甲ア7の1・2，8，乙Bア1，2，4，Eア1，弁論の全趣旨）。

株式会社浅井の役員は、浅井議員が代表取締役、その妻である浅井三枝子及びその子である浅井宏吉が取締役、浅井議員の母である浅井とみゑが監査役であったから（甲ア6，乙Bア3），浅井議員が株式会社浅井に対して支払った政務調査用事務所の賃料は、実質的に浅井議員の利益になっていたといえる。

そして、議員の利益となる賃料は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とは認められないから、浅井議員が株式会社浅井に対する賃料に政務調査費を支出したことは違法である。

ウ 事務費について

（ア）事務費の按分等について

浅井議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費、固定電話使用料については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使

用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Eア1）、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、株式会社浅井、後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、浅井議員は、携帯電話をほとんど調査研究のために使用したと陳述するが（乙Eア1）、その裏付けはないから、信用できない。

（イ） 事務用品・備品購入費について

浅井議員は、平成16年12月28日に「有限会社ミカサ事務機」に対して事務用品代472円、同日にオープンラック代3980円及びファイルスタンド代696円、平成17年2月3日にコピー用紙代414円及び事務用封筒代248円、平成16年度中に平成17年版和歌山県民手帳3冊代1800円の合計7610円を支払った（乙Cア3ないし6、弁論の全趣旨）。

しかし、上記支払のうち、和歌山県民手帳代について、同じものを3冊も購入することが、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要するとは認められないから、そのうち2冊分1200円に政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記（ア）の按分割合（4分の1）のとおり、浅井議員が、事務用品・備品購入費につき、平成16年度に1603円（≒〔7610円

－1200円] × 1 / 4) を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 固定電話使用料について

a 政務調査用事務所の固定電話使用料について

浅井議員は、政務調査用事務所の固定電話（①0737-85-0381, ②0737-82-6551）の使用料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の①6万1362円及び②7万6198円の合計13万7560円、平成17年4月分ないし平成18年3月分の①5万0491円及び②8万4801円の合計13万5292円を支払った（上記ア, 乙Cア7ないし10, Eア1）。

そして、上記(ア)の按分割合（4分の1）のとおり、浅井議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に3万4390円（＝13万7560円 × 1 / 4）、平成17年度に3万3823円（＝13万5292円 × 1 / 4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、浅井議員は、政務調査用事務所の建物は、1階が政務調査用事務所、2階が株式会社浅井であったところ、政務調査用事務所に設置された固定電話の子機が株式会社浅井の事務所にあり、株式会社浅井の事務所に設置された固定電話の子機が政務調査用事務所にあったため、政務調査用事務所に設置された固定電話の使用料の80%と、株式会社浅井に設置された固定電話の使用料の20%に政務調査費を支出したと陳述する（乙Eア1）。しかし、上記アのとおり、政務調査用事務所は株式会社浅井と併設されており、浅井議員が陳述する按分割合に裏付けはないから、浅井議員の上記陳述は信用できない。

他方、原告らは、政務調査用事務所の建物の2階に設置された固定電話のみが同建物の外壁に表示されて、株式会社浅井の代表電話番号

とされており（甲ア8）、同建物の1階と2階の業務内容は区別されていなかったから、同建物の固定電話はすべて株式会社浅井が使用したと主張する。しかし、上記アのとおり、政務調査用事務所と株式会社浅井が併設されており、同建物内の固定電話が調査研究に使用されなかったとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、浅井議員が、株式会社浅井の固定電話使用料に政務調査費を支出したなどと主張する。しかし、上記アのとおり、浅井議員の政務調査用事務所は、株式会社浅井と併設されており、浅井議員が株式会社浅井の代表取締役であったことからすれば、政務調査用事務所及び浅井議員の自宅の固定電話使用料が株式会社浅井名義で支払われていた（乙Cア7, 8, 11, 12）からといって、それらすべてが株式会社浅井の固定電話使用料であったとはいえないから、原告らの上記主張は採用できない。

b 浅井議員の自宅の固定電話使用料について

浅井議員は、自宅の固定電話（0737-82-2849）の使用料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計6万1600円、平成17年4月分ないし平成18年3月分の合計5万7531円を支払った（乙Cア11, 12, Eア1）。

そして、上記ア)の按分割合（2分の1）のとおり、浅井議員が、自宅の固定電話使用料につき、平成16年度に3万0800円（＝6万1600円×1／2）、平成17年度に2万8766円（＝5万7531円×1／2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出したことは違法である。

この点、原告らは、浅井議員の政務調査用事務所が、自宅とは別の場所に設置されていたし、夜間に自宅への来客があったとしても、後援会活動又は株式会社浅井の事業活動に関する相談であるから、自宅

の固定電話は、専ら私的に利用されたと主張する。しかし、浅井議員が使用した自宅の固定電話の内容に、議員として行う調査研究に関するものが含まれていなかったと断定できるだけの証拠はないから、原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 携帯電話使用料について

浅井議員は、携帯電話（０９０－８９３９－１５３３）の使用料として、平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計１１万５４５２円、平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の合計１１万６７９０円を支払った（乙Ｃア１３ないし１５）。

そして、上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり、浅井議員が、携帯電話使用料につき、平成１６年度に２万３０９０円（ $\div 11万5452円 \times 1/5$ ）、平成１７年度に２万３３５８円（ $= 11万6790円 \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

下記(イ)の浅井愛子の人件費については、同人が上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、下記(イ)の浅井三枝子の人件費については、同人が株式会社浅井から、役員報酬として年額６０万円の交付を受けていたこと（乙Ｂア３，弁論の全趣旨）も考慮し、下記(イ)の賃金額に年額６０万円を加えた上で、その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法とするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

a 浅井議員は、平成１５年５月から、勤務場所を和歌山県「有田市宮

崎町2305」，業務内容を政務調査補助，賃金を月額8万円として，浅井議員の兄の妻である浅井愛子を雇用し，同人に対し，平成15年5月分ないし平成18年3月分の賃金として月額8万円を支払った（乙Dア1，Eア1，弁論の全趣旨）。

そして，上記アの按分割合（4分の1）のとおり，浅井愛子の人件費につき，平成15年度（同年4月を除く。）に22万円（＝8万円×11か月×1／4），平成16年度及び平成17年度に各24万円（＝8万円×12か月×1／4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

- b 浅井議員は，平成15年5月から，勤務場所を和歌山県「有田市宮崎町2305」，業務内容を政務調査補助，賃金を月額3万円として，浅井議員の妻である浅井三枝子を雇用し，同人に対し，平成15年5月分ないし平成18年3月分の賃金として月額3万円を支払った（乙Dア2，Eア1）。

そして，上記アの按分割合（4分の1）のとおり，浅井三枝子の人件費につき，平成15年度（同年4月を除く。）に2.2万円（＝〔3万円×11か月＋60万円×11か月／12か月〕×1／4），平成16年度及び平成17年度に各24万円（＝〔3万円×12か月＋60万円〕×1／4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

オ まとめ

- ア 浅井議員は，事務所費として，平成15年度（同年4月を除く。）に33万円，平成16年度及び平成17年度に各36万円の政務調査費を支出したところ（別紙1），これらの支出はいずれも違法である。

- イ 浅井議員は，事務費として，平成16年度に17万9846円，平成17年度に5万6518円の政務調査費を支出した（別紙1）。そのうち，

平成16年度に支出許容額合計8万9883円(=1603円+3万4390円+3万0800円+2万3090円)を超える8万9963円を支出した部分は違法であるが、平成17年度については、支出許容額合計8万5947円(=3万3823円+2万8766円+2万3358円)を超える違法支出はない。

(ウ) 浅井議員は、人件費として、平成15年度(同年4月を除く。)に121万円、平成16年度及び平成17年度に各132万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額合計44万円(=22万円+22万円)を超える77万円、平成16年度及び平成17年度に支出許容額各合計48万円(24万円+24万円)を超える各84万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、浅井議員に対し、平成15年度(同年4月を除く。)分合計110万円(=33万円+77万円)、平成16年度分合計128万9963円(=36万円+8万9963円+84万円)及び平成17年度分合計120万円(36万円+84万円)の総合計358万9963円の不当利得の返還を請求するべきである。

(2) 東幸司議員(以下「東議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

東議員の政務調査用事務所は、当時の自宅(和歌山県紀の川市北涌473番地の6所在のアパートの103号室)とは別の東議員の父が所有する一戸建て平屋(同市北涌482-2)に設置されていた(乙Eイ1)。

なお、東議員の後援会及び政治団体「幸友会」は、自宅に設置されていた(甲A5の3、乙Eイ1)。

この点、原告らは、後援会及び「幸友会」が政務調査用事務所に併設されていたなどと主張する。しかし、その主張は、これを裏付ける証拠がないから、採用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

東議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費については、上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所で使用されたから、按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

また、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに、携帯電話使用料及びデジタルカメラ代については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「幸友会」の各活動や、私的にも使用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、東議員は、政務調査用の携帯電話以外に、私的に利用するための携帯電話を契約していたから、政務調査用の携帯電話は調査研究以外に使用しなかったと陳述するが（乙Eイ1）、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) テブラ代について

東議員は、テブラ（ラベルプリンター。4E4020607）を購入したと認められるところ（乙Cイ4）、テブラ代は4万円と認められる（乙Eイ1）。

上記テブラの購入費は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、その支出は適法である。

(ウ) 固定電話使用料について

東議員は、固定電話（0736-75-2990）の使用料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計6万1315円、平成

17年4月分ないし平成18年3月分の合計5万4356円を支払った(乙Cイ1の1ないし3)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、東議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に3万0658円($\equiv 6万1315円 \times 1/2$)、平成17年度に2万7178円($\equiv 5万4356円 \times 1/2$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話使用料について

東議員は、携帯電話(090-3402-6159)の使用料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計18万0581円、平成17年4月分ないし平成18年3月分の合計21万4179円を支払った(乙Cイ2の1ないし3)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、東議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に4万5145円($\equiv 18万0581円 \times 1/4$)、平成17年度に5万3545円($\equiv 21万4179円 \times 1/4$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) デジタルカメラ代について

東議員は、デジタルカメラ(K835FCM1PKC)を購入したと認められるところ(乙Cイ3)、デジタルカメラ代は4万7000円と認められる(乙Eイ1)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、東議員が、平成17年度のデジタルカメラ代につき、1万1750円($\equiv 4万7000円 \times 1/4$)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) その他の主張について

東議員は、上記以外にも、プリンター、文具、用紙、事務所の光熱費及び水道費等で月額2万4000円を下らない経費があったところ、東議員が平成19年4月の和歌山県議会議員選挙に落選した後、転居に際

して政務調査費に係る資料のすべてを廃棄したため、証拠書類等が残っていないなどと陳述する(乙Eイ1)。しかし、東議員は、上記第2の1(3)アのとおり、少なくとも政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して3年を経過するまで証拠書類等を保存しなければならなかったところ、上記陳述の裏付けはないから、信用できない。

ウ 人件費について

東議員は、平成15年5月1日から平成18年3月31日までの間、賃金を月額8万円として、山本希世を雇用し、同人に対し、平成15年5月分ないし平成18年3月分の賃金として月額8万円を支払った(乙Dイ1、弁論の全趣旨)。

したがって、東議員が、平成15年度(同年4月を除く。)に88万円(=8万円×11か月)、平成16年度及び平成17年度に各96万円(=8万円×12か月)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお、東議員は、平成16年度において、山本希世に支払った賃金2か月分の夏及び冬のボーナスは、政務調査費ではなく、東議員個人の資産から支出したと陳述しているところ(乙Eイ1)、この点は上記判断を左右するものではない。

エ まとめ

(ア) 東議員は、事務費として、平成16年度に59万8219円、平成17年度に53万3962円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計11万5803円(=4万円+3万0658円+4万5145円)を超える48万2416円、平成17年度に支出許容額合計9万2473円(=2万7178円+5万3545円+1万1750円)を超える44万1489円を支出した部分は違法である。

(イ) 東議員は、人件費として、平成15年度(同年4月を除く。)に88万

円、平成16年度に112万円、平成17年度に96万円の政務調査費を支出した（別紙1）。そのうち、平成15年度（同年4月を除く）については、支出許容額合計88万円を超える違法支出はない。平成16年度については、支出許容額合計96万円を超える16万円を支出した部分は違法である。平成17年度については、支出許容額合計96万円を超える違法支出はない。

(ウ) よって、被告は、東議員に対し、平成16年度分合計64万2416円（＝48万2416円＋16万円）及び平成17年度分44万1489円の総合計108万3905円の不当利得の返還を請求するべきである。

(3) 飯田敬文議員（以下「飯田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

平成16年10月に設置された飯田議員の政務調査用事務所（和歌山県紀の川市畑野上335-1）は、自宅（同市古和田645-5）とは別の場所に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」と併設されていたところ（甲A5の2・3、乙Bウ11、14、Eウ3）、その前後で事務所の設置状況が変化したという事情は認められないから、同年9月以前も、政務調査用事務所の設置状況は同じであったと認められる。

この点、飯田議員は、「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」が、看板やポスターを作成する程度で、年額5万円程度の予算規模しかなく、活動実績がほとんどなかったと陳述するが（乙Eウ3）、その裏付けはないから、信用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

飯田議員の政務調査用事務所の敷地賃料、建物リース料等及びクーラー修理費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務

所に係るものであるところ、飯田議員は、後援会の「光熱水費」及び「事務所費」としても、平成16年に合計143万7159円、平成17年に合計285万6739円を支出した（甲ウ3，4）。

したがって、後述する敷地賃料、建物リース料等及びクーラー修理費に、後援会の上記「光熱水費」及び「事務所費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

この点、飯田議員は、上記クーラーは政務調査用事務所分のクーラーであるから、按分は必要ではないなどと陳述するが（乙Eウ3）、その裏付けはないし、上記建物内は、実質的に一室であったとみることができるから（乙Bウ11）、信用できない。

（イ）事務所費の支出等について

a 政務調査用事務所の敷地賃料について

飯田議員は、平成16年9月、中川ミサコから、賃料月額12万円で政務調査用事務所の敷地を賃借し、同人に対し、同月分の賃料12万円を支払った（乙Bウ2，5，Eウ3）。

また、飯田議員は、平成16年10月から平成18年3月までの間、山本潤から、政務調査用事務所の敷地を賃借し、同人に対し、平成16年10月分ないし平成17年3月分の賃料として28万円、平成17年4月分ないし平成18年3月分の賃料として48万円を支払った（乙Bウ1，3，4，Eウ3）。

この点、原告らは、平成16年10月分ないし平成17年3月分の賃料が月額4万円であれば、同期間の賃料の合計は24万円となるはずであるし、整地、建設及び駐車場用の土地使用による増額分4万円は、政務調査費の支出が許されない環境整備費であるなどと主張する。しかし、上記費用は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所

の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるし、賃貸借契約における賃料額は契約当事者間の合意により決定されるものであり、上記賃料額が不相当に高額であるともいえないから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、平成16年10月以降に政務調査用事務所の敷地を賃借し、同敷地上の建物を所有していたのは後援会であったから、そのような敷地賃料に政務調査費を支出することは許されないなどと主張する。しかし、後記bのとおり、後援会が政務調査用事務所の建物を所有していたとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

b 建物リース料等について

飯田議員は、サカイハウス株式会社から、建物をリースし、後援会は、平成16年10月14日、同社に対し、同月から3.2か月分のリース料等68万7500円を支払ったところ、飯田議員は、後援会に対し、政務調査用事務所の負担分として、平成16年10月1日に6か月分の6万円、平成17年4月12日に12か月分の12万円を政務調査費から支払った（乙Bウ1, 2, 6, 7, 9, 10, Eウ3）。

この点、原告らは、上記建物が後援会所有の新築建物であるなどと主張する。確かに、サカイハウス株式会社発行の御見積書（乙Bウ9）には、「仮設事務所新築工事」との記載がある。しかし、期間が「8/26（木）より2年8ヶ月（980日）」、「追加延長の場合は1日当り/420円です。」と記載されていることからすれば、上記建物はリース建物であったと認められるから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、後援会の平成16年分及び平成17年分の収支報告書（甲ウ3, 4）には、収入として建物リース料が計上されていないから、建物リース料の受領の事実がなかったなどと主張する。しか

し、上記リース料の領収証（乙Ｂウ６，７）が虚偽であるとは認められないし、会計手続が履行されていなかったからといって、リース料の支払の実体がなかったと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

c クーラー修理費について

飯田議員は、平成１７年７月１０日、「植田設備」に対し、クーラー修理費１万１４００円を支払った（乙Ｂウ１，８，Ｅウ３）。

この点、原告らは、クーラー修理費が政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし、クーラー修理費は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

d まとめ

上記ア)の按分割合（平成１６年度につき１４３万７１５９円を加えた上で３分の１，平成１７年度につき２８５万６７３９円を加えた上で３分の１）のとおりに、飯田議員が、上記事務所費につき、平成１６年度に６５万５３５５円（ $\div [12\text{万円} + 28\text{万円} + \{68\text{万}7500\text{円} \times 6\text{か月} / 32\text{か月}\} + 143\text{万}7159\text{円}] \times 1 / 3$ ），平成１７年度に１２０万１９８４円（ $\div [48\text{万円} + \{68\text{万}7500\text{円} \times 12\text{か月} / 32\text{か月}\} + 1\text{万}1400\text{円} + 285\text{万}6739\text{円}] \times 1 / 3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

ア) 事務費の按分等について

飯田議員の政務調査用事務所の事務費については、上記ア)のとおりに他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、飯田議員は、後援会の「備品・消耗品費」としても、平成１６年に３２３万４０２９円を支出した（甲ウ３）。

したがって、後述する事務費に、後援会の上記「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 平成16年度のお事務費について

飯田議員は、事務費の40%として、平成16年9月10日のパソコン設置代4万1105円及び「文具打田書店」に対する3万3128円、同月12日の事務用品代7590円、同月15日の倉庫建替え諸経費1万7164円及び1万2100円、同月17日の事務用品代1万5980円、368円及び2100円並びに鍵作成費682円、同年10月1日の郵送料1万8000円、同月12日の文具代3万1500円、同月30日の事務用品代4897円、同年12月4日の講演会会場代2万0750円、同月15日の印鑑代855円、同月16日の電話料金4万7181円、平成17年1月11日の事務椅子代2980円、同月19日のはがき代5000円、同年2月18日の報告会会場代1809円、郵送代340円、同年3月4日のファックス用紙代1万1103円、同月16日の事務用品代2880円、同月26日の事務用品OA機器代4368円の合計28万1880円を支払った（乙Cウ2、Eウ3）。

しかし、上記支払のうち、平成16年9月15日の倉庫建替え諸経費1万7164円及び1万2100円、同年12月4日の講演会会場代2万0750円、平成17年2月18日の報告会会場代1809円の合計5万1823円は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（323万4029円を加えた上で3分の1）のとおり、飯田議員が、上記事務費につき、平成16年度に126万9724円（ $\div$ [(28万1880円－5万1823円) $\div$ 40% + 323万4029円] $\times$ 1/3) を超えて政務調査費を支出した部分は違

法である。

(ウ) 平成17年度の事務費について

飯田議員は、平成17年12月25日にコピー用紙・通信費等経費の40%として38万2685円を支払ったと陳述するが(乙Cウ1, Eウ3), その裏付けはないから、信用できない。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

飯田議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたものであるところ、飯田議員は、後援会の人件費としても、平成16年に96万円、平成17年に60万円を支出した(甲ウ3, 4)。

したがって、後述する人件費に、後援会の上記人件費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

飯田議員は、平成16年9月1日から平成18年3月31日までの間、業務内容を政務調査に関わる手伝い等、賃金を月額4万円として、東秀城及び保井隆伸を雇用し、各人に平成16年9月分ないし平成18年2月分の賃金として月額4万円を支払い、さらに、保井隆伸に平成18年3月分の賃金として4万円を支払った(乙Dウ1ないし7)。

そして、上記(ア)の按分割合(平成16年につき96万円、平成17年につき60万円をそれぞれ加えた上で3分の1)のとおり、飯田議員が、上記人件費につき、平成16年度に50万6667円(≒[4万円×7か月×2人+96万円]×1/3)、平成17年度に50万6667円(≒[4万円×11か月+4万円×12か月+60万円]×1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、飯田議員は、後援会は、東秀城及び保井隆伸とは別の者を雇用していたと陳述するが（乙Eウ3）、その裏付けはないから、信用できない。

オ まとめ

(ア) 飯田議員は、事務所費として、平成16年度に40万円、平成17年度に61万1400円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額65万5355円を超える違法支出はなく、平成17年度に支出許容額120万1984円を超える違法支出もない。

(イ) 飯田議員は、事務費として、平成16年度に28万1880円、平成17年度に38万2685円の政務調査費を支出した（別紙1）。そのうち、平成16年度に支出許容額126万9724円を超える違法支出はなく、平成17年度については、38万2685円の支出全額が違法である。

(ウ) 飯田議員は、人件費として、平成16年度に56万円、平成17年度に92万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額50万6667円を超える5万3333円及び平成17年度に支出許容額50万6667円を超える41万3333円をそれぞれ支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、飯田議員に対し、平成16年度分5万3333円及び平成17年度分合計79万6018円（＝38万2685円＋41万3333円）の総合計84万9351円の不当利得の返還を請求するべきである。

(4) 井出益弘議員（以下「井出議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

井出議員の政務調査用事務所（和歌山市善明寺1-14）は、自宅（同

市票375-23)とは別の場所に設置され、「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士業及び宅建業が経営されていたほか、後援会、政治団体「井出益弘を育てる会」、同「ますひろ会」、「自由民主党紀北支部」及び「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていた(甲A5の2・3、乙Eエ1)。

この点、井出議員は、後援会につき、個人からの献金の受け皿で、別途、事務員を雇用しており、「井出益弘を育てる会」及び「ますひろ会」につき、活動の実体はほとんどなく、「自由民主党紀北支部」につき、法人からの献金の受け皿であると陳述するが(乙Eエ1)、その裏付けはないから、信用できない。

イ 事務所費について

井出議員は、平成16年度の事務所費につき、ガソリン代として24万1880円を支払ったと陳述するが(乙Eエ1)、その裏付けはないから、信用できない。

井出議員は、政務調査費収支報告書において、平成17年度の事務所費に計上された「燃料費等」29万9173円を、ガソリン代として調査研究費に計上する修正をした(甲A4、乙Eエ1)。

しかし、上記「燃料費等」がガソリン代であったことの裏付けはないから、井出議員がガソリン代を支払ったと認めることはできない。

したがって、井出議員が、平成16年度及び平成17年度に事務所費として政務調査費を支出したことは違法である。

ウ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

井出議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違

法である。

(イ) 人件費の支出等について

a 中里笑子

井出議員は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、就業場所を和歌山市善明寺1-14、業務内容を事務、賃金を時給850円、所定時間外労働の賃金を時給850円、通勤手当を月額1万円等として、中里笑子を雇用した(乙Dエ1, 2, 6, 57)。

そして、中里笑子は、次のとおり勤務した(乙Dエ6ないし20, 22, 24, 26, 28, 30, 32, 34, 36, 39, 42, 45, 48, 51, 54, 57)。

(a) 平成15年4月に合計224.5時間勤務した。

(b) 平成15年5月に合計119.5時間、同年6月に合計115時間、同年7月に合計125時間、同年8月に合計82時間、同年9月に合計63時間、同年11月に合計66.5時間、同年12月に合計102.5時間、平成16年1月に合計75.5時間、同年2月に合計103時間、同年3月に合計86.5時間勤務し、この10か月間で合計938.5時間勤務した。

(c) 平成16年7月に合計93時間、同年8月に合計102時間、同年10月に合計106.5時間、同年12月に合計116時間、平成17年1月に合計84時間、同年2月に合計70.5時間、同年3月に合計94.5時間勤務し、この7か月間で合計666.5時間勤務した。

(d) 平成17年4月に合計82時間、同年5月に合計96.5時間、同年6月に合計101.5時間、同年7月に合計120.5時間、同年8月に合計109時間、同年9月に合計119時間、同年10月に合計109.5時間、同年11月に合計108時間、同年12

月に合計121.5時間、平成18年1月に合計111時間、同年2月に合計103時間、同年3月に合計122.5時間勤務し、この12か月間で合計1304時間勤務した。

以上によると、井出議員は、中里笑子に対し、通勤手当を含む賃金として、平成15年4月に20万0825円(=1万円×1か月+850円×224.5時間)、平成15年度(同年4月を除く。)に89万7725円(=1万円×10か月+850円×938.5時間)、平成16年度に63万6525円(=1万円×7か月+850円×666.5時間)、平成17年度に122万8400円(=1万円×12か月+850円×1304時間)を支払ったと認められる。

しかし、上記支払のうち、平成15年7月16日の9時間の勤務は、ゴルフコンペであり(乙Dエ9)、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とはいえないから、井出議員が、その勤務に対応する賃金7650円(=850円×9時間)に政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(7分の1)のとおり、井出議員が、中里笑子の人件費につき、平成15年4月に2万8689円(=20万0825円×1/7)、平成15年度(同年4月を除く。)に12万7154円(=[89万7725円-7650円]×1/7)、平成16年度に9万0932円(=63万6525円×1/7)、平成17年度に17万5486円(=122万8400円×1/7)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 辻村経子

井出議員は、平成16年10月から平成17年7月までの間、就業場所を和歌山市善明寺1-14、業務内容を事務、就業時間を午前9時から午後5時30分まで、賃金を月給12万円、所定時間外労働の

賃金を時給850円、通勤手当を月額1万円等として、辻村経子を雇用した(乙Dエ1, 3, 21, 35)。

そして、辻村経子は、次のとおり勤務した(乙Dエ21, 23, 25, 27, 29, 31, 33, 35, 38)。

(a) 平成16年度に、所定時間内労働として、4か月勤務し、所定時間外労働として、平成16年12月に3.5時間、平成17年3月に合計8時間の合計11.5時間勤務した。

(b) 平成17年度に、所定時間内労働として、4か月勤務し、所定時間外労働として、平成17年4月に合計8時間、同年5月に合計24時間、同年6月に合計1.5時間、同年7月に3.5時間、同月8日に7.5時間の合計44.5時間勤務した。なお、平成17年8月は、1日だけ7.5時間勤務したところ(乙Dエ38)、同人の雇用期間が同年7月までとされていたことからすれば(乙Dエ3)、所定外労働時間として勤務したと認められる。

以上によると、井出議員は、辻村経子に対し、通勤手当を含む賃金として、平成16年度に52万9775円(=[1万円+12万円]×4か月+850円×11.5時間)、平成17年度に55万7825円(=[1万円+12万円]×4か月+850円×44.5時間)を支払ったと認められる。

そして、上記(ア)の按分割合(7分の1)のとおり、井出議員が、辻村経子の人件費につき、平成16年度に7万5682円(≒52万9775円×1/7)、平成17年度に7万9689円(≒55万7825円×1/7)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

c 浜本由賀

井出議員は、平成17年8月から平成18年3月までの間、就業場

所を和歌山市善明寺1-14,業務内容を事務,賃金を時給850円,所定時間外労働の賃金を時給850円等として,浜本由賀を雇用した(乙Dエ1,4,37,58)。

そして,浜本由賀は,平成17年8月に合計38.5時間,同年9月に合計68.5時間,同年10月に合計70時間,同年11月に合計60.5時間,同年12月に合計65.5時間,平成18年1月に合計42時間,同年2月に合計46.5時間,同年3月に合計63.5時間勤務し,この8か月間で合計455時間勤務した(乙Dエ37,40,43,46,49,52,55,58)。

したがって,井出議員は,浜本由賀に対し,賃金として,平成17年度に38万6750円(=850円×455時間)を支払ったと認められる。

そして,上記(ア)の按分割合(7分の1)のとおり,井出議員が,浜本由賀の人件費につき,平成17年度において,5万5250円(=38万6750円×1/7)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

d 西好美

井出議員は,平成17年9月から平成18年3月までの間,就業場所を和歌山市善明寺1-14,業務内容を事務,賃金を時給850円,所定時間外労働の賃金を時給850円,通勤手当を1万円等として,西好美を雇用した(乙Dエ5)。

そして,西好美は,平成17年9月に合計11.5時間,同年10月に合計41時間,同年11月に合計50時間,同年12月に合計82時間,平成18年1月に合計87時間,同年2月に合計106.5時間,同年3月に合計77時間勤務し,この7か月間で合計455時間勤務した(乙Dエ41,44,47,50,53,56,59)。

したがって、井出議員は、西好美に対し、通勤手当を含む賃金として、平成17年度に45万6750円（＝1万円×7か月＋850円×455時間）を支払ったと認められる。

そして、上記(ア)の按分割合（7分の1）のとおり、井出議員が、西好美の人件費につき、平成17年度において、6万5250円（＝45万6750円×1／7）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

e その他の主張について

井出議員は、平成15年4月には竹本佳代及び小松理恵も、平成15年度（同年4月を除く。）には竹本佳代も、平成16年度には竹本佳代及び浜崎淑子も、平成17年度には鈴木某及び浜崎淑子も、それぞれ雇用していたなどと陳述する（乙Dエ1，Eエ1）。しかし、竹本佳代、小松理恵、浜崎淑子及び鈴木某の具体的な雇用条件や支払額等は不明であるから、信用できない。

他方、原告らは、被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究を補助する職員を複数雇用することは社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、「和歌山総合コンサルタント」がその被用者を井出議員の調査研究に従事させ、その賃金に政務調査費を支出し、「和歌山総合コンサルタント」の経理処理により、井出議員が人件費分の政務調査費を公表されないヤミ所得として得ていたなどと主張するが、その主張を裏付ける証拠はないから、採用できない。

エ まとめ

(ア) 井出議員は、事務所費として、平成16年度に24万1880円、平成17年度に29万9173円の政務調査費を支出したところ(別紙1)，

これらの支出はいずれも違法である。

(イ) 井出議員は、人件費として、平成15年4月に15万円、平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度に各160万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額合計2万8689円を超える12万1311円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額合計12万7154円を超える147万2846円、平成16年度に支出許容額合計16万6614円(=9万0932円+7万5682円)を超える143万3386円、平成17年度に支出許容額合計37万5675円(=17万5486円+7万9689円+5万5250円+6万5250円)を超える122万4325円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって、被告は、井出議員に対し、平成15年4月分12万1311円、平成15年度分(同年4月を除く。)147万2846円、平成16年度分合計167万5266円(=24万1880円+143万3386円)及び平成17年度分合計152万3498円(=29万9173円+122万4325円)の総合計479万2921円の不当利得の返還を請求すべきである。

(5) 宇治田栄蔵議員(以下「宇治田議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

(ア) 宇治田議員の政務調査用事務所(和歌山市南汀丁6)は、宇治田議員の自宅(同市南汀丁4)とは別の場所に設置され、後援会である「栄和会」及び「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」と併設されていた(甲A5の2・3, 乙Eオ1)。

(イ) 宇治田議員は、平成17年11月11日、和歌山市長選挙に立候補することを表明し(甲オ7の1・2)、平成18年3月17日に和歌山県議会議員を辞職した(甲オ8)。

ところで、県議会議員が他の選挙に立候補する場合、その表明以前から準備をすることが通常と認められ、その期間は3か月と認めるのが相当であり、選挙用事務所で準備を行った等の特段の事情が認められない限り、選挙の準備は政務調査用事務所で行われたと推認するべきである。そして、宇治田議員について、上記特段の事情は認められない。したがって、宇治田議員は、平成17年9月以降、政務調査用事務所において、和歌山市長選挙への立候補準備も行っていたと認められる。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

- a 平成17年8月以前の宇治田議員の電気料金、灯油代、ガス代、湯沸器代等、ジュース代、お茶代及び政務調査用事務所の固定電話使用料については、上記ア(ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ、宇治田議員は、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「事務所費」としても、平成16年に23万3850円、平成17年に23万5400円を支出した（甲オ5の2・3）。

したがって、後述する電気料金、灯油代、ガス代、湯沸器代等、ジュース代、お茶代及び政務調査用事務所の固定電話使用料に、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記事務所費（平成16年度につき23万3850円、平成17年度につき9万8083円〔 $\div$ 23万5400円 $\times$ 5か月/12か月〕）を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、平成17年8月以前のガソリン代及び車両整備費については、上記ア(ア)のとおり事務所の設置状況等及び自動車の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「栄和会」及び「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められる。

から、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

- b 平成17年9月以降の電気料金、灯油代、ガス代、湯沸器代等及び固定電話使用料については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ、宇治田議員は、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「事務所費」としても、平成17年に23万5400円を支出した（甲オ5の3）。

したがって、後述する電気料金、灯油代、ガス代、湯沸器代等及び固定電話使用料に、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記事務所費（13万7317円[$\div$ 23万5400円 $\times$ 7か月/12か月]）を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、平成17年9月以降のガソリン代及び車両整備費については、上記アのと通りの事務所の設置状況等及び自動車の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「栄和会」、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び選挙の準備の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

- (イ) 電気料金、灯油代、ガス代、湯沸器代等、ジュース代、お茶代及び政務調査用事務所の固定電話使用料の支出等について

- a 電気料金について

宇治田議員は、政務調査用事務所の電気料金（①従量電灯A、②低圧電力）として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の2万4775円（①）、同年4月分ないし同年8月分の1万0622円（①）、同年9月分ないし平成18年3月分の合計10万4586円（①につき、7万9918円。②につき、2万4668円）を支払った（乙B

オ1, 6)。

なお、一般的に、従量電灯Aは、一般家庭で使用される電気料金の形態で、低圧電力は、エアコン、業務用冷蔵庫、ポンプ、エレベーター、工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり、用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ、宇治田議員が、政務調査用事務所において、従量電灯A及び低圧電力を利用したことは、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、従量電灯A及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

b 灯油代、ガス代、湯沸器代について

宇治田議員は、有限会社福島商店に対し、次のとおり支払をした。

- (a) 平成16年12月25日に灯油代1万3500円(乙Bオ7の1, 乙Eオ1)、平成17年3月25日に灯油代1万3200円(乙Bオ7の2, 乙Eオ1)の合計2万6700円を支払った。
- (b) 平成17年12月28日に4万4800円(同月分のガス料金2370円、湯沸器代2万3840円、その部品等代合計1万0100円、取付工料2500円、灯油代3990円及び消費税2022円の合計4万4822円から22円を値引きした金額[乙Bオ3の1ないし3])、平成18年1月27日に7420円(同月分の灯油代4568円及びガス料金2860円の合計7428円から8円を値引きした金額[乙Bオ2の1・2])の合計5万2220円を支払った。

この点、原告らは、上記灯油、ガス、及び湯沸器等につき、宇治田議員の自宅に納品されたものであるなどと主張する(乙Bオ2の1・2, 3の1ないし3)。しかし、領収書等の宛先は「宇治田栄蔵事務所」であったし(乙Bオ2の1・2, 3の1ないし3)、領収書の宛先の住

所(宇治田議員の自宅[和歌山市南汀丁4])をもって(乙Bオ2の1・2, 3の1ないし3), 上記灯油, ガス, 及び湯沸器等の用途を認めることはできないから, 原告らの上記主張は採用できない。

また, 原告らは, 湯沸器の取付工料は政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし, 湯沸器の取付工料は, 議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

c. ジュース代, お茶代, 花代について

宇治田議員は, 平成16年6月16日にジュース代1万7280円(乙Bオ9, Eオ1), 同月27日にお茶代7245円(乙Bオ10の1, Eオ1), 同年9月26日にお茶代7560円(乙Bオ10の2, Eオ1), 同年12月25日にお茶代7245円(乙Bオ10の3, Eオ1), 同月30日に花代1万3500円(乙Bオ8の1, Eオ1), 同日に花代1万円(乙Bオ8の2, Eオ1), 平成17年3月29日にお茶代7455円(乙Bオ10の4, Eオ1)の合計7万0285円を支払った。

しかし, 上記支払のうち, 花代2万3500円は, 議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費とは認められないから, これに政務調査費を支出することは許されない。

d. 政務調査用事務所の固定電話使用料について

宇治田議員は, 政務調査用事務所の固定電話(073-433-3351)の使用料として, 平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計3万7052円, 平成17年4月分ないし同年8月分の合計1万4066円, 同年9月分ないし平成18年3月分の合計3万4893円を支払った(乙Bオ4, 11, Eオ1)。

この点, 原告らは, 電話使用料は通信費として事務費に計上される

べきであると主張する。しかし、本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく、計上した使途の誤りをもって、政務調査費の支出が違法であるとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

e まとめ

上記(ア)の按分割合（平成16年度につき23万3850円を加えた上で3分の1，平成17年度につき，同年8月以前は9万8083円を加えた上で3分の1，同年9月以降は13万7317円を加えた上で4分の1）のとおりに，宇治田議員が，上記電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等，ジュース代，お茶代及び固定電話使用料につき，平成16年度に12万3054円（＝〔2万4775円＋2万6700円＋7万0285円－2万3500円＋3万7052円＋23万3850円〕×1／3），平成17年度に12万3178円（＝〔1万0622円＋1万4066円＋9万8083円〕×1／3＋〔10万4586円＋5万2220円＋3万4893円＋13万7317円〕×1／4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) ガソリン代及び車両整備費の支出等について

宇治田議員は，ガソリン代及び車両整備費として，次のとおり支払をした（乙Bオ5，12）。

- a 平成16年4月に「GP-1」代1万3288円及び「メンテ」代2万0265円，同年5月に「GP-1」代1万4677円，同年6月に「GP-1」代1万0384円，同年7月に「GP-1」代1万9492円，同年8月に「GP-1」代1万9180円及び「メンテ」代1万1760円，同年9月に「GP-1」代1万7109円，同年10月に「GP-1」代4113円及び「レギュラー」代6407円，同年11月に「GP-1」代1万4853円，同年12月に「GP-

1」代1万1366円、平成17年1月に「GP-1」代1万3143円、同年2月に「GP-1」代1万3214円及び「メンテ」代1万2075円、同年3月に「GP-1」代1万3835円の合計21万5161円を支払った。

b 平成17年4月に「GP-1」代1万0771円、同年5月に「GP-1」代1万9856円、同年6月に「GP-1」代3903円、「レギュラー」代6455円及び「メンテ」代7665円、同年7月に「レギュラー」代1万3976円、同年8月に「レギュラー」代1万7582円の合計8万0208円を支払った。

c 平成17年9月に「レギュラー」代2万1413円、同年10月に「レギュラー」代7424円及び「メンテ」代7513円、同年11月に「GP-1」代1万4802円、「レギュラー」代3750円及び「メンテ」代1400円、同年12月に「レギュラー」代2万6020円、平成18年1月にガソリン代又は車両整備費3万3784円、同年2月にガソリン代又は車両整備費3万6948円、同年3月にガソリン代又は車両整備費3万1428円の合計18万4482円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合（平成17年8月以前は4分の1、同年9月以降は5分の1）のとおり、宇治田議員が、ガソリン代及び車両整備費につき、平成16年度に5万3790円（ $\div 21万5161円 \times 1/3$ ）、平成17年度に5万6948円（ $\div 8万0208円 \times 1/4 + 18万4482円 \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、ガソリン代等は交通費として調査研究費に計上されるべきであると主張する。しかし、本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく、計上した使途の

誤りをもって、政務調査費の支出が違法であるとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、ガソリン代等はどのような調査研究のために使用されたか明確ではないから、調査研究以外の活動に使用されたと主張する。しかし、ガソリン代等は、自動車の汎用性の高さを考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当といえるから、原告らの上記主張は採用できない。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

宇治田議員の自宅の固定電話及びファックスの使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Eオ1）、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「栄和会」及び「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の各活動や、平成17年9月以降の選挙の準備、並びに私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、同年8月以前はその4分の1、同年9月以降はその5分の1をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお、宇治田議員は、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「備品・消耗品費」として、平成17年に62万7320円を支払った（甲オ5の3）。しかし、宇治田議員の政務調査費の支出のうち、事務用品・備品購入費は、下記(ニ)のとおり、全額違法な支出であるから、政務調査費の支出許容額の算定において、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記「備品・消耗品費」を考慮することはできない。

(イ) 宇治田議員の自宅の固定電話使用料について

宇治田議員は、自宅の①固定電話（０７３－４３１－２７２７）及び②ファックス（０７３－４２８－１１３７）の使用料として、平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の①３４万１８９３円及び②３万５６８１円、同年４月分ないし平成１８年３月分の①３１万７２２８円及び②４万１８５２円を支払った（乙Ｃオ１，２，５，６，Ｅオ１）。

そして、上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり、宇治田議員が、上記固定電話使用料につき、平成１６年度に合計１８万８７８７円（＝３万７５７４円×１／２），平成１７年度に合計１７万９５４０円（＝３万５９０８円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、宇治田議員の政務調査用事務所が、自宅とは別の場所に設置されていたから、自宅の固定電話及びファックスは、専ら私的に利用されたと主張する。しかし、宇治田議員が使用した自宅の固定電話等の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 携帯電話使用料について

宇治田議員は、携帯電話（０９０－３１６２－３８５４）の使用料として、平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計１２万５８６０円（乙Ｃオ７），平成１７年４月分ないし同年８月分の合計４万６６３０円、同年９月分ないし平成１８年３月分の合計１１万２２６１円（乙Ｃオ３）を支払った。

なお、「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があること（乙Ｃオ３，７）からすれば、複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし、上記書面に表示された電話使用料は、「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご

確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話番号のみの使用料であると認められる（乙Ｃケ１５，１６）。

そして，上記（ア）の按分割合（平成１７年８月以前は４分の１，平成１７年９月以降は５分の１）のとおり，宇治田議員が，携帯電話使用料につき，平成１６年度に３万１４６５円（＝１２万５８６０円×１／４），平成１７年度に３万４１１０円（＝４万６６３０円×１／４＋１１万２２６１円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（エ） パソコン代等について

宇治田議員は，平成１８年１月１９日，パソコン本体代６万９９００円，モニター代２万７５００円，ＯＳ代１万２０００円，オフィスソフト代２万６０００円，プリンター代４万７０００円，バックアップ用ＨＤＤ代１万６０００円，本体設置及び機器接続費１万５０００円，パソコンセットアップ費２万円の合計２３万３４００円を支払った（乙Ｃオ４の１・２）。

しかし，上記パソコン代等は，相当長期間の調査研究を前提とする事務用品・備品購入費であるところ，その支払は，上記アのとおり宇治田議員が和歌山市長選挙に立候補を表明した平成１７年１１月１１日以降で，平成１８年３月１７日に和歌山県議会議員を辞職する直前になされたものである。したがって，仮に，被告が主張するように，その時期にパソコンが壊れたとしても（ただし，その裏付けはない。），上記パソコン代等は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当なものと認められず，これに政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

宇治田議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたものであるところ、宇治田議員は、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「人件費」としても、平成15年に278万8020円、平成16年に283万4020円、平成17年に285万5110円を支払った（甲オ5の1ないし3）。

したがって、後述する人件費に、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記人件費（平成15年4月につき23万2335円〔＝278万8020円×1か月／12か月〕、同年度〔同年4月を除く。〕につき255万5685円〔＝278万8020円×11か月／12か月〕、平成16年度につき283万4020円、平成17年度につき285万5110円）を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、平成17年8月以前はその3分の1、同年9月以降はその4分の1をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

宇治田議員は、高宮義温に対し、平成15年4月25日付けで賃金として9万円（乙Dオ1の1）、宇治田議員の妻である宇治田敦子に対し、同月20日付けで賃金として8万円（乙Dオ1の2、Eオ1）の合計17万円を支払った。

また、宇治田議員は、宇治田敦子に対し、平成15年5月から平成16年3月までの間、各20日付けで賃金としてそれぞれ8万円（乙Dオ2ないし12、Eオ1）の合計88万円（＝8万円×11か月）を支払った。

さらに、宇治田議員は、宇治田敦子に対し、平成16年4月から平成17年3月までの間、各20日付けで賃金としてそれぞれ8万円（乙D

オ13ないし24, Eオ1)の合計96万円(=8万円×12か月)を支払った。

そのほか、宇治田議員は、高宮義温、岡田笑及び山田修に対し、平成17年11月から平成18年3月までの間、各25日付けで賃金としてそれぞれ7万円(乙Dオ25ないし39)の合計105万円(=7万円×5か月×3人)を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(平成15年4月につき23万2335円、同年度[同年4月を除く。]につき255万5685円、平成16年度につき283万4020円、平成17年度につき285万5110円をそれぞれ加えた上で、同年8月以前はその3分の1、同年9月以降はその4分の1)のとおりに、宇治田議員が、平成15年4月に13万4112円(≒[9万円+8万円+23万2335円]×1/3)、平成15年度(同年4月を除く。)に114万5228円(≒[88万円+255万5685円]×1/3)、平成16年度に126万4673円(≒[96万円+283万4020円]×1/3)、平成17年度に97万6278円(≒[105万円+285万5110円]×1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、宇治田議員は、「栄和会」が、岡田笑、高宮義温及び山田修に対し、政務調査用事務所の賃金とは別に、それぞれ月額8万円を支払っていたと陳述するが(乙Eオ1)、その裏付けはないから、信用できない。

オ まとめ

(ア) 宇治田議員は、事務所費として、平成16年度に22万3000円、平成17年度に21万3000円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計17万6844円(=12万3054円+5万3790円)を超える4万6156円、平成17年度に支出許容額合計18万0126円(=12万3178円+5万6

948円)を超える3万2874円を支出した部分は違法である。

(イ) 宇治田議員は、事務費として、平成16年度に21万7000円、平成17年度に22万7000円の政務調査費を支出した(別紙1)。そのうち、平成16年度については、支出許容額合計22万0252円(=18万8787円+3万1465円)を超える違法支出はないが、平成17年度に支出許容額合計21万3650円(=17万9540円+3万4110円)を超える1万3350円を支出した部分は違法である。

(ウ) 宇治田議員は、人件費として、平成15年4月に17万円、平成15年度(同年4月を除く。)に88万円、平成16年度に96万円、平成17年度に105万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額合計13万4112円を超える3万5888円及び平成17年度に支出許容額合計97万6278円を超える7万3722円を支出した部分は違法である。しかし、平成15年度(同年4月を除く。)については、支出許容額合計114万5228円を超える違法支出はなく、平成16年度についても、支出許容額合計126万4673円を超える違法支出はない。

(エ) よって、被告は、宇治田議員に対し、平成15年4月分3万5888円、平成16年度分4万6156円、平成17年度分合計11万9946円(=3万2874円+1万3350円+7万3722円)の総合計20万1990円の不当利得の返還を請求するべきである。

(6) 浦口高典議員(以下「浦口議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

浦口議員の政務調査用事務所(和歌山市堀止西一丁目10の14)は、自宅(同市今福一丁目10の12)とは別の場所に設置され、後援会及び政治団体「和歌山地域戦略研究会」と併設されていた(甲A5の1、乙Eカ31)。

この点、浦口議員は、後援会及び「和歌山地域戦略研究会」の活動の実体はなく、「和歌山地域戦略研究会」の事務所は存在しないし、後援会活動に関する費用は、政務調査用事務所の経費と別の簿冊に分けて処理していたと陳述する（乙Eカ3ないし31）。しかし、後援会は、平成16年に102万円（繰越分8045円を除く。）の収入及び101万7042円の支出があり（乙Eカ23ないし30）、平成17年に70万円の収入及び67万2906円の支出があったから（乙Eカ17ないし22）、活動の実体があったとは認められない。また、「和歌山地域戦略研究会」は、後援会に対し、平成16年4月25日、同年5月25日、同年6月24日、同年7月25日、同年8月25日、同年9月25日にそれぞれ2万円ずつ寄附していたから（乙Eカ25）、活動の実体があったとは認められない。そして、後援会の経費は、政務調査用事務所の帳簿にも混在して記載されていたと認められる（乙Cカ1の1ないし3、2の1ないし3、Dカ1、2、Eカ1ないし30）。したがって、浦口議員の上記陳述は信用できない。

イ 事務費について

（ア）事務費の按分等について

- a 浦口議員の政務調査用事務所の事務費（携帯電話使用料を除く。）については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ、浦口議員が後援会の収入からも政務調査用事務所の事務費を支払ったことが認められ、その額は、平成16年4月から平成17年3月までの間に50万円、同年4月から平成18年3月までの間に30万円と認めるのが相当である（乙Eカ17ないし30）。

したがって、後述する事務費に上記後援会の収入から支払われた額を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

- b 携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査

研究以外に、後援会及び「和歌山地域戦略研究会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 証拠資料について

浦口議員が経費の支払を都度記入した帳簿（乙Cカ1の1ないし3，2の1ないし3，Dカ1，2，Eカ1ないし16）は，その内容や体裁等からすれば，おおむね信用できる。

(ウ) 事務費（携帯電話使用料を除く。）について

a 事務機器借上費について

浦口議員は，事務機器借上費として，次のとおり支払をした（乙Cカ1の1，2の1，Eカ3，10，弁論の全趣旨）。

(a) パソコンリース代として，平成16年4月5日，同年5月6日，同年6月3日，同年7月5日，同年8月3日，同年9月3日，同年10月4日，同年11月4日，同年12月3日，平成17年1月4日，同年2月3日，同年3月3日に各2万0055円の合計24万0660円を支払った。

(b) パソコンリース代として，平成17年4月4日，同年5月6日にそれぞれ2万0055円，同年6月3日に2万2155円，同年7月4日に1万1466円，「エプソン保守」料として，同年5月26日に2万5200円及びその手数料105円の合計9万9036円を支払った。

b 通信費等について

浦口議員は，通信費等として，次のとおり支払をした（乙Cカ1の2，2の2，Eカ3，10）。

(a) 平成16年4月1日に「八千代ムセン」に対して備品購入費2280円，同年5月27日に「コーナン」に対して雑品代7281円，

同年7月8日に「八千代」に対して備品購入費4270円、同年9月6日に車整備費9500円、同年10月12日に文具（コピー用紙他）代2242円、平成17年1月20日にストーブ代4980円、同年3月10日にコピー用紙代1040円の合計3万1593円を支払った。

- (b) 平成17年5月26日にインターネット使用料1万8900円及びその手数料52円、同月27日に「マニフェスト」の郵便料金2070円、同月28日に「ローカルマニフェスト」の郵便料金240円、同年9月5日に切手代240円、同月7日に切手代1200円、同月15日に切手代1600円、同月20日にはがき代1万5000円、同年12月20日にはがき代500円、同日にウイルスバスター代3150円、平成18年1月4日に郵便料金290円、同月30日に「ローカルマニフェスト」の切手代80円、同月31日に切手代160円、同年2月2日に郵便料金410円、同月20日に切手代80円、同月27日にはがき代1万3500円、同年3月29日に切手代2930円、同月30日に切手代80円の合計6万0482円を支払った。

しかし、上記支払のうち、平成16年4月1日の「八千代ムセン」に対する備品購入費2280円、同年5月27日の「コーナン」に対する雑品代7281円、同年7月8日の「八千代」に対する備品購入費4270円の合計1万3831円は、内容が明らかでなく、支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

また、上記支払のうち、平成17年5月27日の「マニフェスト」の郵便料金2070円、同月28日の「ローカルマニフェスト」の郵

便料金240円、平成18年1月30日の「ローカルマニフェスト」の切手代80円の合計2390円は、選挙活動ないし政治活動に係る費用であると考えられるから、それらに政務調査費を支出したことは違法である。

c 事務用品・備品購入費等について

浦口議員は、事務用品・備品購入費として、次のとおり支払をした(乙Cカ1の3, 2の2・3, Eカ3, 10)。

(a) 平成16年4月1日に「コーナン」に対して事務用品代2436円, 1860円及び672円, 同月2日に「コーナン」に対して事務用品代980円, 同月7日に「コーナン」に対して事務用品代6299円, 同月26日にウイルスバスター代3150円, 同年5月7日にコピートナー代3万2130円及びその手数料262円, 同月14日に文具代1604円, 同月15日に文具代662円, 同月16日に文具代3033円, 同月23日に文具代1628円, 同年6月3日に文具代1879円, 同年9月2日に「コーナン」に対して事務用品代3108円及び2978円, 同月5日に「近鉄」に対して事務用品代1260円, 同年10月27日に文具代1804円, 同年10月22日に茶封筒代176円, 同年11月16日にウイルスバスター代3150円, 同月18日に名刺ファイル代1092円, 平成17年1月5日に「コーナン」に対して事務用品代3083円, 同月8日に印鑑代500円, 同月27日に印鑑代1365円, 同月30日に文具代1260円, 同年3月22日に文具代1669円, 同月31日に名刺ファイル代1890円の合計7万9930円を支払った。

(b) 平成17年4月9日に「コーナン」に対して事務用品代950円, 同月25日にウイルスバスター代3150円, 同月28日に封筒代

264円、同年5月8日に文具代3480円及び553円、同月26日にコピー用紙代1518円、同月27日に文具代954円、同年6月6日に文具代2709円、同月8日に文具代2038円、同月15日に防犯鍵代6600円、同月17日にスペアキー代1468円、同月30日に文具代2397円、同年8月3日にプリンターインク代2340円、同月18日に文具代970円、同月21日に文具代546円、567円、4074円、3万2130円、2340円及び7020円、同月23日に事務用品代6651円、同月24日に事務用品代3360円及び1008円、同年9月5日にトナー代3万2392円、同日に事務用品代3万2130円、2340円、2996円及び2070円、同月15日に事務用品代2244円、同年10月22日にファイル代546円、同月24日にプリンターインク代5220円、同月31日に名刺ファイル代944円、同日に事務用品代3355円、同年11月23日に事務用品代1766円、同年12月2日に事務用品代525円、同日にファイル代2051円、同月8日にファイル代2160円、同日に事務用品代3万2130円、同月18日に文具代3144円、同月27日に文具代354円、平成18年1月17日に文具代609円及び680円、同月30日に文具代980円及び425円、同年2月1日に文具代1260円、同月2日に文具代630円、同月4日に文具代1550円、同月16日に文具代352円、同年3月12日に文具代2070円、同月26日に文具代2212円、同月28日に文具代264円、同月31日に文具他代2万0432円の合計24万4918円を支払った。

なお、上記支払のうち、平成17年8月21日の文具代3万2130円、同年9月5日の事務用品代3万2130円、同年12月8日の

事務用品代3万2130円は、平成16年5月7日のコピートナー代3万2130円及びその手数料262円(乙Cカ2の3)、平成17年9月5日のトナー代3万2392円(乙Cカ1の3)等の金額に照らせば、トナー代であったと認められる。

しかし、上記支払のうち、平成16年4月1日の「コーナン」に対する事務用品代2436円、1860円及び672円、同月2日の「コーナン」に対する事務用品代980円、同月7日の「コーナン」に対する事務用品代629.9円、同年9月2日の「コーナン」に対する事務用品代3108円及び2978円、同月5日の「近鉄」に対する事務用品代1260円、平成17年1月5日の「コーナン」に対する事務用品代3083円の合計2万2676円、並びに上記支払のうち、同年4月9日の「コーナン」に対する事務用品代950円、同年8月23日の事務用品代6651円、同月24日の事務用品代3360円及び1008円、同年9月5日の事務用品代2340円、2996円及び2070円、同月15日の事務用品代2244円、同年10月31日の事務用品代3355円、同年11月23日の事務用品代1766円、同年12月2日の事務用品代525円の合計2万7265円は、内容が明らかでなく、支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

d まとめ

上記(ア)の按分割合(平成16年度につき50万円を加えて3分の1、平成17年度につき30万円を加えて3分の1)のとおりに、浦口議員が、上記事務費(携帯電話使用料を除く。)につき、平成16年度に合計27万1892円(=[24万0660円+3万1593円-1万3831円+7万9930円-2万2676円]+50万円)×1/

3), 平成17年度に合計22万4927円(=[9万9036円+6万0482円-2390円+24万4918円-2万7265円]+30万円)×1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話使用料について

浦口議員は、携帯電話使用料として、次のとおり支払をした(乙Cカ1の2, 2の2, Eカ3, 10)。

a 平成16年4月21日に4万3289円, 同年5月28日に4万0639円, 同年6月24日に4万1297円, 同年7月26日に4万2514円, 同年8月20日に1万7266円, 同年9月24日に1万9475円, 同年10月15日に2万1001円, 同年11月19日に1万9097円, 同年12月21日に2万0280円, 平成17年1月24日に2万0112円, 同年2月22日に2万6657円, 同年3月22日に1万7507円の合計32万9134円を支払った。

b 平成17年4月14日に2万4055円, 同年5月20日に2万5078円, 同年6月23日に2万3350円, 同年7月25日に2万2984円, 同年8月19日に2万3846円, 同年9月21日に2万2611円, 同年10月14日に1万9602円, 同年11月25日に2万2231円, 同年12月20日に2万0428円, 平成18年1月23日に1万5324円, 同年2月21日に1万6243円, 同年3月22日に1万3923円の合計24万9675円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおりに、浦口議員が、携帯電話使用料につき、平成16年度に合計8万2284円(=32万9134円×1/4), 平成17年度に合計6万2419円(=24万9675円×1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 人件費について

(ア) 岡畑義雄

浦口議員は、平成15年5月31日、岡畑義雄に対し、同月から平成16年3月までの11か月分の賃金として16万円を支払ったと陳述する(乙Dカ3, Eカ31)。

しかし、10か月分の賃金を前払することは不自然であるし、上記支払に係る領収証(乙Dカ3)は、「5月分給与」と記載されており、信用できない。

したがって、浦口議員の上記陳述は信用できず、岡畑義雄に対する賃金に政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 浦口孝子

浦口議員は、浦口議員の妻である浦口孝子に対し、賃金として、平成16年10月30日に同年4月から同年10月までの月額2万8000円の7か月分19万6000円、同年11月30日に2万8000円、同年12月28日に2万8000円、平成17年1月31日に2万8000円、同年2月28日に2万8000円、同年3月31日に4207円を支払い、同年9月5日に5か月分27万5000円、同月30日に5万5000円、同年11月25日に2か月分11万円、平成18年1月31日に2か月分11万円、同年3月2日に5万5000円、同月31日に5万5000円を支払ったと陳述する(乙Dカ1, 2, Eカ1ないし3, 10, 31)。

しかし、上記のとおり賃金を長期間不規則に一括払することは不自然であるし、平成17年3月31日に支払われたとされる賃金額が4207円という中途半端な金額であったこと、他に裏付けがないことからすれば、浦口議員の上記陳述は信用できない。

したがって、浦口孝子に対する賃金に政務調査費を支出した部分は違

法である。

エ まとめ

(ア) 浦口議員は、事務費として、平成16年度に68万1317円、平成17年度に65万4111円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額合計35万4176円（＝27万1892円＋8万2284円）を超える32万7141円、平成17年度に支出許容額合計28万7346円（＝22万4927円＋6万2419円）を超える36万6765円を支出した部分は違法である。

(イ) 浦口議員は、人件費として、平成15年度（同年4月を除く。）に16万円、平成16年度に31万2207円、平成17年度に66万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、これらの支出はいずれも違法である。

(ウ) よって、被告は、浦口議員に対し、平成15年度分（同年4月を除く。）16万円、平成16年度分63万9348円（＝32万7141円＋31万2207円）、平成17年度分102万6765円（＝36万6765円＋66万円）の総合計182万6113円の不当利得の返還を請求するべきである。

(7) 江上議員

ア 事務所の設置状況等について

江上議員の政務調査用事務所（和歌山市土入284番地の26）は、自宅に設置され、「江上柳助後援会」及び政治団体「柳栄会」と併設されていた（甲A5の3、丙Cキ130、弁論の全趣旨）。

この点、補助参加人江上は、「柳栄会」が、公明党和歌山県本部から、法人からの献金を受けるための団体として設置するよう指導されて作ったものにすぎないし、「江上柳助後援会」及び「柳栄会」が、選挙のなかった平成16年度及び平成17年度において、活動の実体はなかったと主張する。

しかし、その主張は、これを裏付ける証拠がないから、採用できない。

イ. 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

江上議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費（ホームページ制作費等、郵便料金を含み、デジタルカメラ代を除く。）については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、デジタルカメラ代及び通信費（インターネット使用料、固定電話使用料、携帯電話使用料等）については、上記アのと通りの事務所の設置状況等及びその汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「江上柳助後援会」及び「柳栄会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、江上議員は、携帯電話2台を所有していたところ（丙Cキ1ないし4、62ないし65）、補助参加人江上は、江上議員が、調査研究に使用するものとそれ以外のものに使い分けていたと主張する。しかし、その主張は、これを裏付ける証拠がないから、採用できない。

また、補助参加人江上は、江上議員が、インターネットを調査研究以外に利用しなかったし、固定電話の使用料を使用割合に従って調査研究に7、私的に3で按分していたと主張する。しかし、その主張は、これを裏付ける証拠がないから、採用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

a 事務用品・備品購入費について

江上議員は、次のとおり、事務用品・備品購入費の支払をした。

(a) 平成16年4月7日にUSBデータリンクケーブル及びレシーバ

一代5670円(丙Cキ99), 同年5月21日にレーザープリンター用トナー代4万7880円(丙Cキ100), 同月25日にWINDOWSソフト代1万0332円(丙Cキ101), 同月31日にファックスインクフィルム代3960円(丙Cキ102), 同年6月4日に文具代420円(丙Cキ103), 同月10日にプリンター用紙代8515円(丙Cキ104), 同月12日にパソコンメモリー代5980円(丙Cキ105), 同年8月23日に「文房創庫オーヤマ」に対して1226円(丙Cキ106), 同年10月9日にプリンターインク代1万0340円及びファックス用紙代3840円(丙Cキ111), 同年11月17日に「パソコン付属品」代4725円, 「OAサプライ」代3339円及び「PC拡張機器」代2900円, 同月22日に「文房創庫オーヤマ」に対して紙製品代189円(丙Cキ113), 同月28日にWINDOWSソフト(一太郎)代8757円(丙Cキ114), 同月30日に「文房創庫オーヤマ」に対して文具及び事務用品代1382円(丙Cキ115), 同年12月15日にWINDOWSソフト「EASYCD&DVDCREATOR」代7511円, CD-RW代1340円, CD-R代1396円及び用紙代1280円(丙Cキ116), 平成17年1月4日に「株式会社ニノミヤ」に対して用紙又はインク類代2156円(丙Cキ117), 同月16日に電子辞書代2万9190円(丙Cキ120, 121, 139), 同年2月3日に「文房創庫オーヤマ」に対して2807円(丙Cキ123), 同月6日に「J o s h i n」に対してCDラジカセ代6000円, 電池代500円及び100円均一商品代100円(丙Cキ124, 140), 同月18日にレーザープリンター用トナー代2万2680円(丙Cキ125), 同月24日に「文房創庫オーヤマ」に対して文具及び事務用品代1622円(丙Cキ126),

同日にストレージ機器代5505円、用紙代324円、インクカートリッジ代2560円、PC拡張機器代3991円及びこれらの消費税618円(丙Cキ127, 138)、同年3月13日にファックス用紙代6400円(丙Cキ128)、同月28日にICレコーダー代2万3810円、ラジオ代1万0800円及びこれらの消費税1730円(カメラ用品代1600円に係るものを除く。丙Cキ129, 138)の合計25万1775円を支払った。

- (b) 平成17年4月8日にプリンターインク代及びプリンター用紙代9750円(丙Cキ31)、同月15日に用紙及びインクカートリッジ代3001円(丙Cキ32)、同月25日にインクリボン代1275円(丙Cキ33)、同日にファイルボックス代6780円(丙Cキ34)、同月27日にCD-R代2070円及びCD・DVDケース代1400円(丙Cキ35, 138)、同年5月5日にPC用紙代2400円(丙Cキ36)、同年7月6日にセキュリティソフト代4200円(丙Cキ37)、同月26日にインクジェット用はがき代、USBメモリ代及びインク代の合計1万3840円(丙Cキ38)、同年9月16日に電話インク、文具及び消耗品代6560円(丙Cキ42)、同年10月14日に「ケイ・エー商会」に対して3万円(手数料を含む。丙Cキ43)、同月28日に「文房創庫オーヤマ」に対して693円(丙Cキ44)、同年11月7日にノートパソコンバッテリー(NEC)代8190円(丙Cキ45)、同月16日にUSBハブ代1030円(丙Cキ46)、同年12月4日に「文房創庫オーヤマ」に対して2431円(丙Cキ47)、同月18日にプリンターインク代6950円(丙Cキ48)、同月17日にパソコン代25万4800円(丙Cキ51)、同月22日に「パソコン工房」に対して「BLW-54PM-PKU」代9219円(丙Cキ52)、同月3

1日にノートパソコンのメモリー増設及び取付作業代1万7304円(丙Cキ53, 弁論の全趣旨), 同年2月3日にパワーポイントソフト代1万1801円(丙Cキ54), 同月6日にレーザープリンター用トナー代4万7880円(丙Cキ55), 同月8日に「文房創庫オーヤマ」に対して6101円(丙Cキ56), 同月11日にDVDプレイヤー代4万9500円及びDVDメディア代2000円(丙Cキ57, 138), 同月24日にノートパソコンバッテリー(富士通)代1万2600円(丙Cキ58), 同年3月11日にシステム手帳代1万1340円(丙Cキ59), 同月21日にPC用紙代1350円(丙Cキ60), 同月23日にデジタルプロジェクター代24万9900円(丙Cキ61)の合計77万4365円を支払った。

なお, 上記支払のうち, 「文房創庫オーヤマ」に対する, 平成16年8月23日の1226円(丙Cキ106), 同年11月22日の紙製品代189円(丙Cキ113), 平成17年2月3日の2807円(丙Cキ123), 同年10月28日の693円(丙Cキ44), 同年12月4日の2431円(丙Cキ47), 平成18年2月8日の6101円(丙Cキ56)は, 支払先及び支払額からすれば, 事務用品又は文具の代金であると認められる。また, 平成18年1月22日の「パソコン工房」に対する「BLW-54PM-PKU」代9219円(丙Cキ52)は, 支払先及び支払額からすれば, パソコン関連機器等の代金であると認められる。

しかし, 上記支払のうち, 平成17年2月6日の「J o s h i n」に対する支払のうち100円均一商品代100円(丙Cキ124, 140), 同年10月14日の「ケイ・エー商会」に対する3万円(手数料を含む。丙Cキ43)は, 支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは

認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり、江上議員が、上記事務用品・備品購入費につき、平成１６年度に８万３８９１円（ $\div [25万1775円 - 100円] \times 1/3$ ）、平成１７年度に２４万８１２２円（ $\div [77万4365円 - 3万円] \times 1/3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 原告らの主張について

(a) 原告らは、「文房創庫オーヤマ」に対する平成１６年８月２３日の１２２６円、同年１１月３０日の１３８２円、平成１７年２月３日の２８０７円、同月２４日の１６２２円、同年１２月４日の２４３１円、平成１８年２月８日の６１０１円の各支払（丙Ｃキ４７，５６，１０６，１１５，１２３，１２６）につき、過量に購入された文房具であり相当でない、又は別の商品が含まれていると主張する。しかし、その金額からすれば、過量であるとはいえないし、別の商品が含まれていることを示す証拠もないから、原告らの上記主張は採用できない。

(b) 原告らは、USBデータリンクケーブル及びレシーバー（丙Ｃキ９９）、WINDOWSソフト（一太郎）（丙Ｃキ１１４）、WINDOWSソフト「EASYCD&DVDCREATOR」、CD-RW、CD-R及び用紙（丙Ｃキ１１６）、電子辞書（丙Ｃキ１２０，１２１，１３９）、CDラジカセ（丙Ｃキ１２４，１４０）、ストレージ機器（丙Ｃキ１２７，１３８）、ファックス用紙（丙Ｃキ１２８）、ICレコーダー、携帯ラジオ（丙Ｃキ１２９，１３８）、インクリボン（丙Ｃキ３３）、CD-R及びCD・DVDケース（丙Ｃキ３５，１３８）、セキュリティソフト（丙Ｃキ３７，１０１）、ノートパソコンバッテリー（丙Ｃキ４５，５８）、USBハブ（丙Ｃキ４６）、

「BLW-54PM-PKU」(丙Cキ52), ノートパソコンのメモリー増設及び取付作業(丙Cキ53, 105), パワーポイントソフト(丙Cキ54, 138), システム手帳(丙Cキ59)が, 調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし, これらの購入費は, いずれも議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

(c) 原告らは, DVDプレイヤー(丙Cキ57, 138)が一般家庭で普及しており, 自宅のものを代用すれば足りると主張するが, 政務調査用事務所におけるDVDプレイヤーの購入費は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

(d) 原告らは, デジタルプロジェクター(丙Cキ61)が議員個人の宣伝や政治活動の集会にも利用され, 調査研究に直接必要なものではないと主張するが, 政務調査用事務所におけるデジタルプロジェクターの購入費は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 採用できない。

また, 原告らは, デジタルプロジェクターが政務調査費の支出が許されない高額な備品(乙A3)であると主張するが, その代金として24万9900円は社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

(e) 原告らは, 江上議員が既にNEC製のパソコンを所有していたから(丙Cキ45), 新たに富士通製のパソコン(丙Cキ51)を購入する必要はなかったと主張する。しかし, 補助参加人江上は, NEC製のパソコンの型式が古く, 重量が3.3kgもあったため, 持ち運びが便利な1.37kgの小型軽量タイプで, 多くの機能を備

えた富士通製ノートパソコンを購入する必要があったなどと購入の必要性を具体的に主張しており、その主張には合理性があるといえるから、原告らの上記主張は採用できない。

(f) 原告らは、ノートパソコン（丙Cキ51）が政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙A3）であると主張するが、その代金として25万4800円は社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(g) 原告らは、プリンター2台分のトナー及びインク（丙Cキ32, 38, 48, 55, 100, 111, 125）、ノートパソコン2台分のバッテリー（丙Cキ45, 58）が、調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱しているし、政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし、プリンター及びノートパソコン各2台の維持費は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) ホームページ制作費等について

a ホームページ制作費等について

江上議員は、ホームページ制作費等（サーバー代、プログラム改修費等を含む。）として、次のとおり支払をした。

(a) 「株式会社和通」に対し、平成16年9月30日に35万7000円（手数料を含む。丙Cキ107ないし110）を支払い、NTTコミュニケーションズ株式会社に対し、平成16年4月分の8715円、同年5月分ないし同年10月分の各5040円、同年11月分の3413円（丙Cキ89ないし96, 135）の合計39万9368円を支払った。

(b) 「P.Cコンサルティング・インターネットデザイン・電子広告」
を取り扱う「有限会社トリトン」に対し、平成17年8月24日に
4万9140円（手数料含む。丙Cキ39ないし41）、平成18年
3月3日に2万6040円（手数料含む。丙Cキ26、134）の
合計7万5180円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、江上議員が、ホ
ームページ制作費等につき、平成16年度に13万3123円（ $\div 3$
9万9368円 $\times 1/3$ ）、平成17年度に2万5060円（ $= 7万5$
180円 $\times 1/3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違
法である。

b 原告らの主張について

(a) 原告らは、ホームページが、内容の如何を問わず、ほとんど政治
活動のためのものであると主張するが、ホームページ制作費等は、
議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念
上相当であるから、採用できない。

また、原告らは、ホームページの制作費等が、政務調査費の支出
が許されない高額な備品（乙A3）であると主張するが、その代金
として2年間合計15万8183円（ $= 13万3123円 + 2万5$
060円）は社会通念上相当であるから、採用できない。

(b) 原告らは、ホームページ制作の1年後に改修する必要はなかった
と主張するが、その具体的根拠はないから、採用できない。

(エ) 郵便料金について

江上議員は、平成16年5月21日に郵便料金670円（丙Cキ97）、
平成17年1月11日に切手代2650円（丙Cキ98）の合計332
0円を支払い、同年7月5日にはがき及び切手代7500円（丙Cキ2
7）、同年11月24日にはがき代2万7500円（丙Cキ28）、同年

12月26日にはがき代1050円(丙Cキ29)、同日に切手代1000円(丙Cキ30)の合計3万7050円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、江上議員が、郵便料金につき、平成16年度に1107円($\div 3320円 \times 1/3$)、平成17年度に1万2350円($= 3万7050円 \times 1/3$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、はがきを使用した「江上りゅうすけニュース」(丙Cキ136, 137)が、ほとんど政治活動のためのものであるなどと主張する。しかし、その記載内容からすれば、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(オ) デジタルカメラ代について

a デジタルカメラ代について

江上議員は、平成16年11月17日にデジタルカメラ代4万9800円(丙Cキ112)、平成17年1月9日にコンパクトフラッシュカード代4880円、デジタルカメラ代11万8000円及びこれらの消費税6144円(丙Cキ118, 119)、同月20日にカメラのバッテリー代6020円(丙Cキ122)、同年3月28日にカメラ用品代1600円及びその消費税80円(丙Cキ129, 138)の合計18万6524円を支払い、平成18年1月14日にフラッシュメモリー代8100円(丙Cキ50, 138)を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合のとおり(4分の1)、江上議員が、上記デジタルカメラ代につき、平成16年度に4万6631円($\div 18万6524円 \times 1/4$)、平成17年度に2025円($= 8100円 \times 1/4$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 原告らの主張について

(a) 原告らは、デジタルカメラを2台も購入する必要はなかったと主張する。しかし、補助参加人江上は、コンパクトデジタルカメラと一眼レフデジタルカメラで、撮影の目的や対象に応じて使い分けるなどと購入の必要性を具体的に主張しており、その主張には合理性があると認められるから、原告らの上記主張は採用できない。

(b) 原告らは、デジタルカメラの予備バッテリーを購入する必要はなかったと主張する。しかし、予備バッテリーの購入費も、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 固定電話使用料について

江上議員は、固定電話(073-453-8055)の使用料として、次のとおり支払をした(丙Cキ5ないし23, 66ないし86)。

(a) 平成16年3月分(支出時期を基準に区切ったもの)の1万5530円、同年4月分の7599円及び2087円、同年5月分の8593円、同年6月分の1万6440円及び3182円、同年7月分の9664円及び1522円、同年8月分の8700円及び1248円、同年9月分の6014円及び1216円、同年10月分の7994円及び1243円、同年11月分の5080円及び1462円、同年12月分の6164円及び1245円、平成17年1月分の7277円、同年2月分の5515円、同年3月分の951円(支出時期を基準に区切ったもの)の合計11万8726円を支払った。

(b) 平成17年3月分の5983円(支出時期を基準に区切ったもの)、同年4月分の6862円及び2528円、同年5月分の4705円及び1092円、同年6月分の5977円及び1443円、同年7月分の5176円、同年8月分の5939円及び1530円、同年9月分

の8670円、同年10月分の9467円及び1438円、同年11月分の1万0925円、同年12月分の7594円、平成18年1月分の4204円及び1363円、同年2月分の7606円、同年3月分の2411円の9万4913円を支払った（丙Cキ5ないし23, 66ないし86）。

そして、上記アの割合（4分の1）のとおり、江上議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に2万9682円（ $\div 11万8726円 \times 1/4$ ）、平成17年度に2万3728円（ $\div 9万4913円 \times 1/4$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) 携帯電話使用料等について

江上議員は、携帯電話（①090-4766-6229、②090-5167-3813）の使用料として、次のとおり支払をした（丙Cキ1ないし4、62ないし65）。

(a) 平成16年4月分の①2万1264円及び②3982円、同年5月分①2万2419円及び②4121円、同年6月分の①2万3525円及び②9532円、同年7月分の①3万5282円及び②1万2652円、同年8月分の①3万0266円及び②3989円、同年9月分の①1万6395円及び②6241円、同年10月分の①1万6579円及び②5108円、同年11月分の①1万7560円及び②5660円、同年12月分の①1万4916円及び②3692円、平成17年1月分の①1万4505円及び②3664円、同年2月分の①2万0157円及び②4648円、同年3月分の①1万2484円及び②9876円の合計31万8517円を支払った。

(b) 平成17年4月分の①1万7265円及び②4117円、同年5月分の①1万9320円及び②4581円、同年6月分の①2万2272円及び②3880円、同年7月分の①1万4861円及び②394

9円、同年8月分の①1万8562円及び②5013円、同年9月分の①4万3605円及び②4540円、同年10月分の①3万8398円及び②3622円、同年11月分の①2万4731円及び②4077円、同年12月分の①1万4984円及び②5128円、平成18年1月分の①8673円及び②3780円、同年2月分の①1万0656円及び②3780円、同年3月分の①8683円及び②3780円の合計29万2257円を支払った（丙Cキ1ないし4, 62ないし65）。

また、平成18年1月13日に携帯電話機（090-4766-6229）及びその付属機器の代金1万9440円を支払った（丙Cキ49）。

そして、上記(ア)の按分割合（4分の1）のとおり、江上議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に7万9629円（ $\div 31万8517円 \times 1/4$ ）、平成17年度に7万7924円（ $\div [29万2257円 + 1万9440円] \times 1/4$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) インターネット使用料について

江上議員は、インターネット使用料として、平成16年4月分ないし同年6月分の各6000円、同年7月分ないし同年9月分の各5700円、同年10月分の4900円、同年11月分の4741円、同年12月分ないし平成17年3月分の各4900円の合計6万4341円を支払い、同年4月分から平成18年1月分の各4900円、同年2月分の2万1462円、同年3月分の7000円の合計7万7462円を支払った（丙Cキ24, 25, 87, 88, 131ないし132）。

なお、江上議員は、平成18年1月23日ころ、「株式会社ケイ・オプティコム」との間に、「e o 6 4 エア」というサービス（割引後の月額2

100円)を契約しており(丙Cキ132, 133),それに伴う工事又は
は手続費用等が発生したため,平成18年2月分の金額が他の月より高
額になったと認められる。

そして,上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり,江上議員が,イン
ターネット使用料につき,平成16年度に1万6085円($\div 6$ 万43
41円 $\times 1/4$),平成17年度に1万9366円($\div 7$ 万7462円 $\times$
1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ まとめ

(ア) 江上議員は,事務費として,平成16年度に123万3693円,平
成17年度に127万0968円の政務調査費を支出したところ(別紙
1),そのうち,平成16年度に支出許容額合計39万3148($=8$ 万
3891円 $+13$ 万3123円 $+1107$ 円 $+4$ 万6631円 $+2$ 万9
682円 $+7$ 万9629円 $+1$ 万6085円)を超える84万0545
円,平成17年度に支出許容額合計40万8575円($=24$ 万812
2円 $+2$ 万5060円 $+1$ 万2350円 $+2025$ 円 $+2$ 万3728円
 $+7$ 万7924円 $+1$ 万9366円)を超える86万2393円を支出
した部分は違法である。

(イ) よって,被告は,江上議員の相続人である補助参加人江上に対し,平
成16年度分42万0273円($=84$ 万0545円 $\times 1/2$)及び平
成17年度分43万1197円($=86$ 万2393円 $\times 1/2$)の合計
85万1469円,江上慎一及び江上由樹子に対し,平成16年度分各
21万0136円($=84$ 万0545円 $\times 1/4$)及び平成17年度分
各21万5598円($=86$ 万2393円 $\times 1/4$)の合計各42万5
734円の不当利得の返還を請求するべきである。

(8) 小川武議員(以下「小川議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

小川議員の政務調査用事務所（和歌山市広道20番地所在の第2田中ビル3階）は、自宅（同市和歌浦中一丁目3-42）とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた（甲ク5, 6, 乙Bク1, 29の1・2）。

なお、「自由民主党和歌山県和歌山市第六支部」、政治団体「小川武を励ます会」、及び「若武会」は、自宅に設置されていた（甲A5の2・3）。

この点、小川議員は、選挙の時期以外には後援会活動はなく、チラシ（甲ク5）に後援会と自宅しか表示しなかったのは、「政務調査用事務所」という名称が一般には理解されないからであるなどと陳述するが（乙Eク25）、いずれもその裏付けはないから、小川議員の上記陳述は信用できない。

イ 事務所費について

（ア）事務所費の按分等について

小川議員の政務調査用事務所の事務所費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（イ）事務所管理費（水道料金及び共益料、ガス料金、冷暖房維持費）について

小川議員は、政務調査用事務所の①水道料金及び共益料、②ガス料金、③冷暖房維持費、④これらの消費税として、次のとおり支払をした（乙Bク5ないし28の各2, 乙Eク25）。

- a 平成16年4月に①1万1225円, ②1586円, ③2000円及び④661円, 同年5月に①1万0998円, ②1153円, ③2000円及び④649円, 同年6月に①1万0975円, ②953円, ③2000円及び④648円, 同年7月に①1万0958円, ②856円, ③2000円及び④647円, 同年8月に①1万0969円, ②863円, ③2000円及び④648円, 同年9月に①1万096

3円, ②785円, ③2000円及び④648円, 同年10月に①1万0932円, ②855円, ③2000円及び④646円, 同年11月に①1万0897円, ②876円, ③2000円及び④644円, 同年12月に①1万0876円, ②865円, ③2000円及び④643円, 平成17年1月に①1万0798円, ②1527円, ③2000円及び④639円, 同年2月に①1万0782円, ②1575円, ③2000円及び④639円, 同年3月に①1万0763円, ②1783円, ③2000円及び④638円の合計17万6563円を支払った。

b 平成17年4月に①1万0778円, ②1625円, ③2000円及び④638円, 同年5月に①1万0759円, ②953円, ③2000円及び④637円, 同年6月に①1万0683円, ②845円, ③2000円及び④634円, 同年7月に①1万0678円, ②851円, ③2000円及び④633円, 同年8月に①1万0657円, ②843円, ③2000円及び④632円, 同年9月に①1万0635円, ②765円, ③2000円及び④631円, 同年10月に①1万0648円, ②867円, ③2000円及び④632円, 同年11月に①1万0623円, ②885円, ③2000円及び④631円, 同年12月に①1万0618円, ②1523円, ③2000円及び④630円, 平成18年1月に①1万0621円, ②1985円, ③2000円及び④631円, 同年2月に①1万0656円, ②2989円, ③2000円及び④632円, 同年3月に①1万0697円, ②3994円, ③2000円及び④634円の合計17万7773円を支払った。

そして, 上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり, 小川議員が, 事務所管理費(水道料金及び共益料, ガス料金, 冷暖房維持費)につき, 平

成16年度に8万8282円(≒17万6563円×1/2),平成17年度に8万8887円(≒17万7773円×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 事務所賃料について

小川議員は、平成16年度及び平成17年度において、田中善弘から、政務調査用事務所として、和歌山市広道20番地所在の第2田中ビル3階3号室の事務室を、賃料月額3万6750円(消費税込み)で賃借し、平成16年4月分ないし平成18年3月分の賃料を支払った(乙Bク1ないし4; 29の1・2, 乙Eク25)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、小川議員が、上記事務所賃料につき、平成16年度及び平成17年度に、それぞれ22万0500円(=3万6750円×12か月×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、小川議員が、政務調査費収支報告書の支出の内訳欄に「事務所管理費等」と記載したから(甲ク1, 2), 事務所管理費よりも高額な事務所賃料は、政務調査費の支出対象にできなかったと主張するが、このような例示の表現方法をもって政務調査費を支出しなかったと認めることはできないから、採用できない。

(エ) 駐車場使用料について

小川議員は、平成16年4月から平成18年3月までの間、それぞれ翌月使用分の政務調査用事務所の駐車場使用料として月額1万5750円を支払った(乙Bク5ないし28の各1, 乙Eク25)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、小川議員が、政務調査用事務所の駐車場使用料につき、平成16年度及び平成17年度に、それぞれ9万4500円(=1万5750円×12か月×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、小川議員が、政務調査費収支報告書の支出の内訳欄に「事務所管理費等」と記載したから（甲ク1, 2）、事務所管理費よりも高額な駐車場使用料は、政務調査費の支出対象にしなかったと主張するが、このような例示の表現方法をもって政務調査費を支出しなかったと認めることはできないから、採用できない。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

小川議員の政務調査用事務所の事務費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 通信費について

小川議員は、政務調査用事務所の固定電話（073-436-6221）の使用料として、次のとおり支払をした（甲ク5, 6, 乙Cク1, 2の1, 3ないし8, 9の1, 10ないし12, 13の1, 14, 15, 16の1, 17ないし20, 21の1, 22ないし24, 乙Eク25）。

a 平成16年4月分の1万8043円、同年5月分の1万2417円、同年6月分の1万3076円、同年7月分の1万4715円、同年8月分の1万5740円、同年9月分の1万2237円、同年10月分の1万1820円、同年11月分の1万1830円、同年12月分の1万3331円、平成17年1月分の1万2885円、同年2月分の1万0848円、同年3月分の1万1943円の合計15万8785円を支払った。

b 平成17年4月分の1万2105円、同年5月分の1万1566円、同年6月分の9700円、同年7月分の1万1869円、同年8月分の1万0609円、同年9月分の1万1215円、同年10月分の1

万1758円、同年11月分の9198円、同年12月分の1万0436円、平成18年1月分の1万0203円、同年2月分の1万2246円、同年3月分の1万1105円の合計13万2010円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、小川議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に7万9443円($\div 15万8785円 \times 1/2$)、平成17年度に6万6005円($\div 13万2010円 \times 1/2$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 事務器経費について

経費明細書(乙Eク1ないし24)のうち、日立クレジット及び和歌山ゼロックスに対する支払部分は、その体裁に照らし経費明細書が毎月作成されたものとうかがわれること、領収証等が存在する他の支払部分が正確であることにかんがみれば、信用できる。

したがって、小川議員は、事務器経費として、日立クレジットに対し、平成16年4月から平成18年3月までの間に月額1万9740円を支払ったと認められる。

また、小川議員は、和歌山ゼロックスに対し、平成16年4月に892円、同年5月に1240円、同年6月に892円、同年7月に892円、同年8月に6767円、同年9月に892円、同年10月に892円、同年11月に1954円、同年12月に892円、平成17年1月に892円、同年2月に892円、同年3月に892円の合計1万7989円を支払い、同年4月に2703円、同年5月に892円、同年6月に892円、同年7月に2453円、同年8月に5133円、同年9月に892円、同年10月に892円、同年11月に2570円、同年12月に892円、平成18年1月に892円、平成18年2月に2017円、同年3月に2017円の合計2万2245円を支払ったと認め

られる。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、小川議員が、上記事務経費につき、平成16年度に12万7435円（ $\div$ [1万9740円 $\times$ 12+1万7989円] $\times$ 1/2）、平成17年度に12万9563円（ $\div$ [1万9740円 $\times$ 12+2万2245円] $\times$ 1/2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、小川議員が、政務調査費収支報告書の支出の内訳欄に「電信電話料等」と記載したから（甲ク1, 2）、通信費よりも高額な事務経費は、政務調査費の支出対象にできなかったと主張するが、このような例示の表現方法をもって政務調査費を支出しなかったと認めることはできないから、採用できない。

(エ) 雑費について

小川議員は、平成16年5月5日にお茶代1560円（乙Cク2の2）、同年12月15日に文具代4887円（乙Cク9の2、弁論の全趣旨）の合計6447円を支払い、平成17年4月3日にお茶代1490円（乙Cク13の2）、同年7月5日に洗浄用スポンジ代384円（128円 $\times$ 3個 [乙Cク16の2, Eク16, 弁論の全趣旨]）、同月15日に茶こし付きケトル代850円（乙Cク16の3）、同年12月8日に「第117回大会ブロンズ」代4500円（乙Cク21の2）の合計7224円を支払った。

しかし、上記支出のうち、「第117回大会ブロンズ」代4500円は、「職場野球 表彰たて代金」（乙Eク21）であり、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、小川議員が、上記雑費につき、平成16年度に3224円（ $\div$ 6447円 $\times$ 1/2）、平成

17年度に1362円（ $\div [7224\text{円} - 4500\text{円}] \times 1/2$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、洗浄用スポンジ3個や茶こし付きケトルが調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし、洗浄用スポンジ3個や茶こし付きケトルの購入費は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるし、洗浄用スポンジの数として3個は社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

小川議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

小川議員は、平成16年4月から平成18年3月までの間、賃金を月額8万円として、塩谷薫を雇用し、同人に対し、平成16年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額8万円を支払った（乙Bク1、Dク1、Eク1ないし25）。

この点、小川議員は、平成15年4月から平成16年3月までの間も、塩谷薫を雇用していたと陳述するが（乙Eク25）、その裏付けはないから、信用できない。したがって、小川議員が、上記賃金につき、平成15年4月に8万円、平成15年度（同年4月を除く。）に88万円を政務調査費から支出したことは違法である。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、小川議員が、上記賃金につき、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ48万円（ $= 8\text{万円} \times 12\text{か月} \times 1/2$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法で